

# 令和元年度 第1回 東灘区地域包括支援センター運営協議会

I 日 時 令和元年7月31日(水) 午後1時30分～午後3時

II 場 所 東灘区役所3階 31・32会議室

## III 運営協議会次第

### 1. 開 会

### 2. 保健福祉部長挨拶

### 3. 議 題

- (1) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて 資料1
  - ・ 指定居宅介護支援事業者所の選定における確認書の受理状況
- (2) 特定事業所へのサービス集中率について《非公開》 非公開資料1
- (3) 平成30年度あんしんすこやかセンターの運営状況について
  - ① あんしんすこやかセンター実績報告 資料2
  - ② あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況 資料3
- (4) 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画について 資料4
- (5) 地域包括ケア充実のための事業目標について《非公開》 非公開資料2
- (6) 令和2年度地域包括支援センター公募について 資料5

### 4. 閉 会

## 資 料

- ・ 東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿
- ・ 神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・ 区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・ 資料1 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
- ・ 資料2 あんしんすこやかセンター実績報告書
- ・ 資料3 平成30年度あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況
- ・ 資料4 平成31年度あんしんすこやかセンター事業計画書
- ・ 資料5 地域包括支援センター運営評価会および選定委員会にかかるスケジュール(案)
- ・ 非公開資料1 特定事業所へのサービス集中率について
- ・ 非公開資料2 あんしんすこやかセンター事業目標



東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿（敬称略）

（選出分野別・五十音順）

【保健医療福祉関係者】

あおやま まさと 青山 正人	東灘区医師会 介護保険部担当理事
うめむら あきら 梅村 智	東灘区歯科医師会 副会長
さととう みつこ 佐藤 光子	神戸市老人福祉施設連盟
たかだ あきら 高田 諒	神戸市介護老人保健施設協会
たになか やすひろ 谷中 康弘	神戸市シルバーサービス事業者連絡会 事務局長
つじもと かずこ 辻本 和子	東灘区薬剤師会 理事
やぎ ちづる 八木 千鶴	兵庫県民間病院協会神戸支部

【利用者代表】

やまもと なかこ 山本 孝子	東灘区連合婦人会 会長
-------------------	-------------

【地域団体】

はしもと よしあき 橋本 好昭	東灘区民生委員児童委員協議会 会長
森貞 拓郎	社会福祉法人東灘区社会福祉協議会 事務局部長

【行政】

にしたに まゆみ 西谷 まゆみ	東灘区保健福祉部長
もりい ふみえ 森井 文恵	東灘保健センター長





## 神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日  
保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」(以下「市協議会」という。)を、また各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」(以下「区協議会」という。)を開催する。

(内容)

第 2 条 市協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの選定基準、評価基準の策定に関する事項。
- (2) 地域包括支援センターのサービス提供の承認に関する事項。
- (3) 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの再委託に関する事項。
- (4) 地域包括支援センターに対する委託業務の追加・変更に関する事項。
- (5) 区協議会に関する基本的事項。
- (6) その他全市レベルで調整を必要とする事項。

(委員)

第 3 条 市協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。  
学識経験者、神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、(公社)兵庫県看護協会、(社)兵庫県社会福祉士会、神戸市ケアマネジャー連絡会、市民代表委員(1・2号被保険者)、(公社)認知症の人と家族の会兵庫県支部、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表及び市関係職員。

(任期)

第 4 条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(委員長の指名等)

第 5 条 市協議会においては高齢福祉部長が委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は会議の進行をつかさどる。
- 3 高齢福祉部長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の招集)

第 6 条 市協議会において、高齢福祉部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席

を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 市協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第8条 市協議会の庶務は保健福祉局高齢福祉部介護保険課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、市協議会に必要な事項は高齢福祉部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

### (趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、に「神戸市地域包括支援センター運営協議会」(以下「市協議会」という。)を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」(以下「区協議会」という。)を開催する。

### (内容)

第 2 条 区協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。なお、区協議会において各委員より出された意見については、必要に応じて市協議会において報告する。

- 1 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 2 その他区の地域包括支援センターの運営に関する事項。

### (委員)

第 3 条 区協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表、利用者代表及び市関係職員。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

### (議長)

第 5 条 区協議会には、議長を置く。

- 2 議長は会議の進行をつかさどる。
- 3 議長は各区保健センター長をもって充てる。
- 4 議長は必要に応じて市協議会委員の出席を要請できる。
- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (関係者の招集)

第 6 条 各区協議会において、議長は必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 区協議会は、原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第8条 区協議会の庶務は各区保健センターが行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、区協議会の運営に関して必要な事項は各区保健センター長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて**

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

**【対象者】**

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

**【指定居宅介護支援事業者の選定について】**

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

**【利用者が確認書を記入しない場合】**

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》

〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼先として、

（  
）

を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

- 1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。
- 2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表（区内）」の提示を受けて選択しました。

平成 年 月 日

本人氏名

代筆者

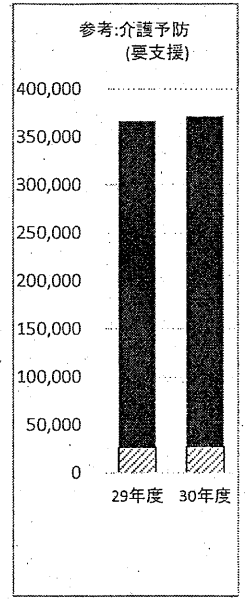
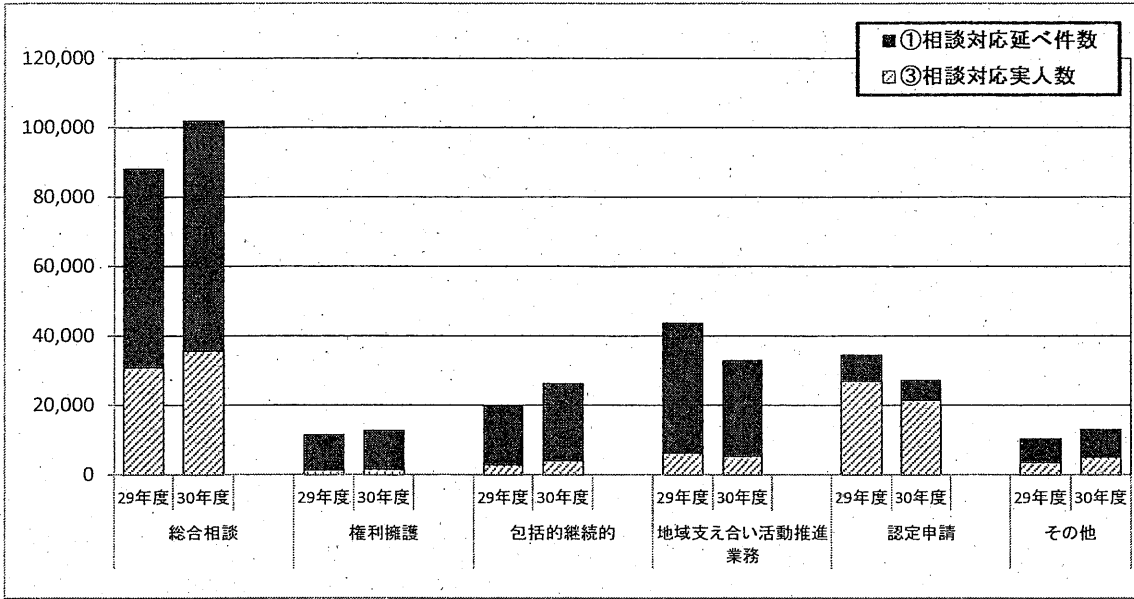
（本人との続柄

）

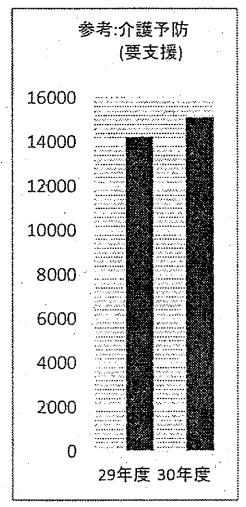
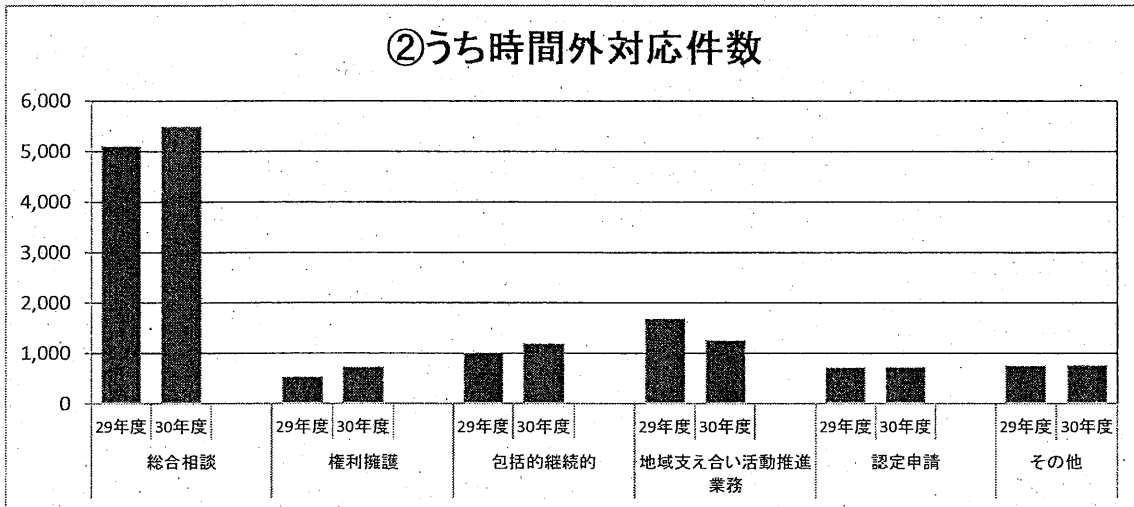
\* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。

# 平成30年度 実績報告書(全市)

## 1. 相談対応実績件数及び人数



## ②うち時間外対応件数



	総合相談支援					介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	41,732	4,213	8,848	1,150	152	217,715	1,091	156	5,485	307	9,225	6,944	8,552	4,020	7,468	317,058
うち時間外対応	2,314	157	632	57	3	10,100	47	15	358	10	391	395	312	127	539	15,457
来所	13,825	1,055	1,181	664	323	10,444	196	16	556	34	1,806	844	2,076	7,721	1,556	42,297
うち時間外対応	920	64	66	24	9	429	10	1	46	1	88	37	37	274	77	2,083
訪問	11,648	778	8,701	856	567	122,445	547	54	1,436	97	2,010	2,739	9,838	13,683	2,218	177,617
うち時間外対応	529	30	334	34	20	3,665	21	6	81	6	56	104	188	287	84	5,445
その他	3,029	515	2,431	298	21	21,624	279	40	2,435	70	1,360	1,334	12,496	1,860	1,806	49,598
うち時間外対応	198	20	73	21	0	964	17	2	107	8	79	46	725	46	70	2,376
①相談対応延べ件数	70,234	6,561	21,161	2,968	1,063	372,228	2,113	266	9,912	508	14,401	11,861	32,962	27,284	13,048	586,570
前年度比	17%	15%	5%	45%	-	1%	24%	56%	9%	-14%	19%	50%	-25%	-21%	25%	2%
1圏域あたり(件)	900	84	271	38	14	4,772	27	3	127	7	185	152	423	350	167	7,520
②うち時間外対応件数	3,961	271	1,105	136	32	15,158	95	24	592	25	614	582	1,262	734	770	25,361
前年度比	8%	-2%	4%	51%	-	6%	98%	300%	27%	25%	23%	13%	-26%	1%	1%	5%
1圏域あたり(件)	51	3	14	2	0	194	1	0	8	0	8	7	16	9	10	325
③相談対応実人数	25,440	2,119	5,977	1,192	832	27,742	411	51	758	232	2,938	992	5,255	21,459	4,973	-
前年度比	13%	12%	8%	28%	-	3%	22%	42%	11%	21%	37%	51%	-15%	-20%	45%	-
1圏域あたり(人)	326	27	77	15	11	356	5	1	10	3	38	13	67	275	64	-

※「総合相談支援」のうち「基本チェックリスト」は平成29年度から実施  
 ※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	56	26	41	2	6	131
実人数	52	25	41	2	6	126

3. 地域支え合い活動推進事業

	暫定訪問件数※1		コミュニティサポートグループ 育成支援事業				小地域支え合い連絡会				ICT見守り			
			開催数		参加職員数		開催数		参加人数		利用者数※2		電話確認数	
年度	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比
延べ件数	229	-32%	1,084	-27%	3,283	-	735	-9%	7,878	-35%	77	-29%	344	-25%
1圏域あたり	3	-	14	-	42	-	9	-	101	-	1	-	4	-

※1、※2は平成30年3月末時点の数値

4. 会議等

実施内容	平成30年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	233,709 件	-43.0%	2,996.3 件
地域ケア会議	開催数	293 件	3.8 件
	参加人数	6,371 人	81.7 人
	(内訳)協議体開催数	134 件	1.7 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	400 件	5.1 件
	参加人数	1,734 人	22.2 人
センター主催の会議等	開催数	1,227 件	15.7 件
	参加人数	17,373 人	222.7 人
行政等主催の会議等	開催数	4,837 件	62.0 件
	参加人数	6,520 人	83.6 人
地域主催の会議等	開催数	6,017 件	77.1 件
	参加人数	8,923 人	114.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	355 件	4.6 件
	参加人数	3,732 人	47.8 人
介護リフレッシュ教室	開催数	438 件	5.6 件
	参加人数	4,182 人	53.6 人
運営推進会議	開催数	1,494 件	19.2 件
	参加職員数	1,686 人	21.6 人
研修	開催数	2,891 件	37.1 件
	参加人数	4,853 人	62.2 人
居場所づくり型一般介護予防事業	履行確認数	138 件	1.8 件
	出務職員数	179 人	2.3 人
他機関との連絡調整	83,269 件	8.3%	1,067.6 件
緊急対応件数(事故対応等)	155 件	11.5%	2.0 件



介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況  
東灘区 (H30年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)=(A)-(B)	確認書あり			確認書なし							
				件数 (D)=(E)+(F)	本人希望による 事業者決定(E)	一覧表提示によ る事業者決定 (F)	本人拒否 (H)	本人死亡 (I)	入院中 (J)	その他 (K)	その他の理由			
												件数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)		
本山東部	44	12	32	32	31	97%	1	3%	0	0	0	0	0	
本庄	83	12	71	71	62	87%	9	13%	0	0	0	0	0	
本山南部	42	8	34	34	26	76%	8	24%	0	0	0	0	0	
本山西部	51	9	42	42	37	88%	5	12%	0	0	0	0	0	
魚崎北部	45	9	36	36	25	69%	11	31%	0	0	0	0	0	
魚崎南部	61	20	41	41	18	44%	23	56%	0	0	0	0	0	
住吉北部	74	12	62	62	34	55%	28	45%	0	0	0	0	0	
住吉南部	51	8	43	43	40	93%	3	7%	0	0	0	0	0	
御影北部	38	5	33	33	17	52%	16	48%	0	0	0	0	0	
御影南部	40	11	29	29	24	83%	5	17%	0	0	0	0	0	
六甲アイランド	45	6	39	39	32	82%	7	18%	0	0	0	0	0	
合計	530	100	430	430	315	73%	115	27%	0	0	0	0	0	



# 月別実績報告書 その1

## (平成30年度年間)

### 1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				権利擁護				介護予防支援 介護予防ケア マネジメント				合計		
	介護相談	入所・ 退所相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	措置	高齢者 虐待 虐待	消費者 被害	成年 後見制度	知的・身体的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動		認定申請	その他
電話	41,732	4,213	8,848	1,150	152	1,091	156	5,485	307	9,225	6,944	8,552	4,020	7,468	
うち期間外対応	2,314	157	632	57	3	47	15	358	10	391	395	312	127	539	
来所	13,825	1,055	1,181	664	323	196	16	556	34	1,806	844	2,076	7,721	1,556	
うち期間外対応	920	64	66	24	9	10	1	46	1	88	37	37	274	77	
訪問	11,648	778	8,701	856	567	547	54	1,436	97	2,010	2,739	9,838	13,683	2,218	
うち期間外対応	529	30	334	34	20	21	6	81	6	56	104	188	287	84	
その他	3,029	515	2,431	298	21	279	40	2,435	70	1,360	1,334	12,496	1,800	1,806	
うち期間外対応	198	20	73	21	0	17	2	107	8	79	46	725	46	70	
合計	70,234	6,561	21,161	2,968	1,063	2,113	266	9,912	508	14,401	11,861	32,962	27,284	13,048	
うち期間外対応	3,981	271	1,105	136	32	95	24	592	25	614	582	1,262	734	770	
実人数	25,440	2,119	5,977	1,192	832	411	51	758	232	2,938	992	5,255	21,459	4,973	

### 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	56	26	41	2	6	131
実人数	52	25	41	2	6	126

### 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問 世帯数 ※	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り 利用者数 電話確認数
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	
229	1,084	3,283	735	7,878	344

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

### 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	センター主催の会議等		行政等主催の会議等		地域主催の会議等		ケアマネ等研修会		介護リフレッシュ教室		運営推進会議		研修		居場所づくり型一般介 護予防事業		他機関との連絡調整	
						実施数	参加人数	実施数	参加人数	実施数	参加人数	実施数	参加人数	実施数	参加人数	実施数	参加人数	実施数	参加人数	実施数	参加人数	実施数	参加人数
従来型	7,951	197	7,754	2,452	59	1,227	4,837	6,017	355	438	1,494	2,891	138	179	1,686	4,853	17,373	6,520	8,923	3,732	4,182	1,686	4,853
簡易型	3,805	128	3,677	833	28	6,017	355	438	1,494	2,891	138	179	1,686	4,853	17,373	6,520	8,923	3,732	4,182	1,686	4,853	17,373	6,520
セルフ型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	16,017	337	15,680	5,231	134	1,227	4,837	6,017	355	438	1,494	2,891	138	179	1,686	4,853	17,373	6,520	8,923	3,732	4,182	1,686	4,853
予給付	233,709	347,015	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
広報・啓発	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722	4,722
地域ネットワーク構築	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293	293
地域ケア会議	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
地域ケア会議 打ち合わせ	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734	1,734

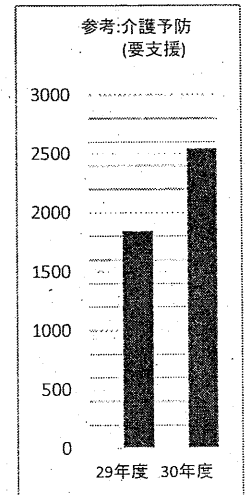
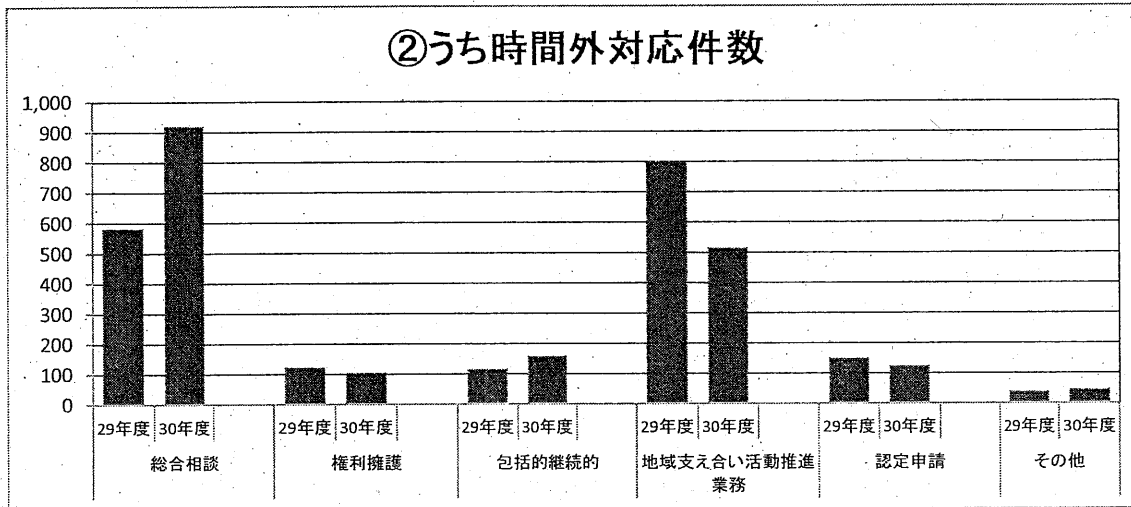
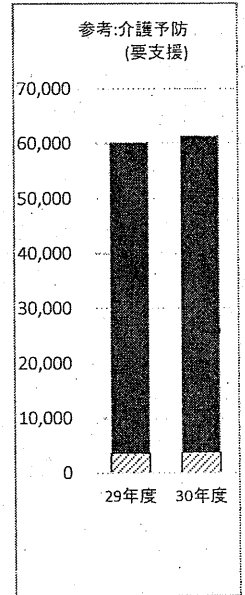
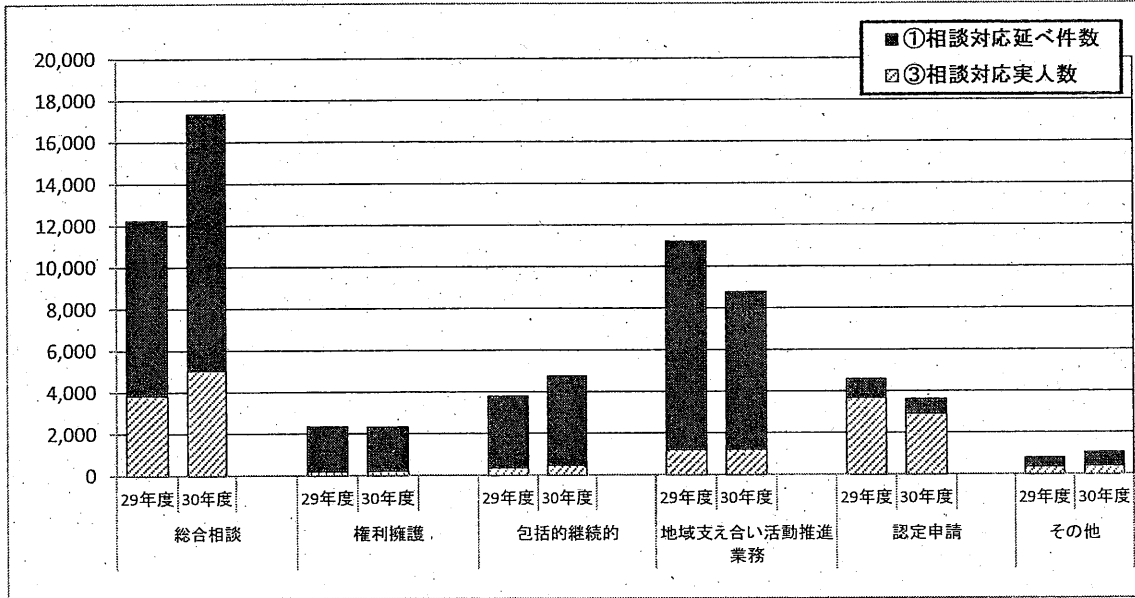
セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

区番号: 01-09

区名: 全市

# 平成30年度 実績報告書(東灘区)

## 1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援					介護予 防ケアマ ネジメン ト	権利擁護				包括的・継続的 ケア マネジメン ト		地域支え 合い活 動推進 業務	認定 申請	その 他	合計
	介護 相談	入所・ 退所 相談	実態 把握	介護保 険外 サービス	基本 チェッ クリ スト		成年 後見 制度	措置	高齢者 虐待	消費 者 被害	ケアマ ネジメン ト支援	困難 事例 対応				
電話	7,981	499	1,491	76	15	37,232	203	23	1,098	40	1,342	1,545	2,121	448	618	54,732
うち時間外対応	438	19	85	5	0	1,659	6	0	44	1	46	43	101	13	33	2,493
来所	2,062	158	156	48	29	1,473	43	2	90	5	329	176	309	1,103	69	6,052
うち時間外対応	143	15	9	6	1	69	4	0	18	0	23	10	13	51	3	365
訪問	1,776	77	1,400	51	48	18,485	119	4	193	14	336	567	2,866	1,960	187	28,083
うち時間外対応	101	2	50	2	2	623	9	0	3	1	13	13	61	52	5	937
その他	555	29	905	19	0	4,307	43	2	461	6	219	252	3,487	123	191	10,599
うち時間外対応	32	2	10	0	0	198	3	0	17	0	8	4	341	9	7	631
①相談対応延べ件数	12,374	763	3,952	194	92	61,497	408	31	1,842	65	2,226	2,540	8,783	3,634	1,065	99,466
前年度比	59%	45%	5%	-8%	-	2%	88%	210%	-11%	10%	1%	58%	-22%	-21%	32%	4%
1圏域あたり(件)	1,125	69	359	18	8	5,591	37	3	167	6	202	231	798	330	97	9,042
②うち時間外対応件数	714	38	154	13	3	2,549	22	0	82	2	90	70	516	125	48	4,426
前年度比	81%	0%	6%	160%	-	38%	144%	-100%	-27%	0%	20%	63%	-36%	-18%	20%	21%
1圏域あたり(人)	65	3	14	1	0	232	2	0	7	0	8	6	47	11	4	402
③相談対応実人数	3,807	228	837	97	73	3,817	56	4	105	27	307	146	1,195	2,895	376	-
前年度比	32%	26%	29%	-3%	-	5%	17%	0%	-9%	80%	29%	45%	1%	-21%	10%	-
1圏域あたり(人)	346	21	76	9	7	347	5	0	10	2	28	13	109	263	34	-

※「総合相談支援」のうち「基本チェックリスト」は平成29年度から実施  
 ※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	6	0	7	1	0	14
実人数	5	0	7	1	0	13

3. 地域支え合い活動推進事業

	暫定訪問件数※1		コミュニティサポートグループ 育成支援事業				小地域支え合い連絡会				ICT見守り			
			開催数		参加職員数		開催数		参加人数		利用者数※2		電話確認数	
年度	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比
延べ件数	39	-25%	88	-39%	123	-	84	-1%	776	-46%	14	-30%	38	-21%
1圏域あたり	4	-	8	-	11	-	8	-	71	-	1	-	3	-

※1、※2は平成30年3月末時点の数値

4. 会議等

実施内容		平成30年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発		43,244 件	-39.1%	3,931.3 件
地域ケア会議	開催数	65 件	80.6%	5.9 件
	参加人数	1,062 人	5.5%	96.5 人
	(内訳)協議体開催数	27 件	42.1%	2.5 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	73 件	87.2%	6.6 件
	参加人数	279 人	11.2%	25.4 人
センター主催の会議等	開催数	173 件	-3.9%	15.7 件
	参加人数	2,807 人	-9.0%	255.2 人
行政等主催の会議等	開催数	987 件	-6.0%	89.7 件
	参加人数	1,247 人	-6.5%	113.4 人
地域主催の会議等	開催数	1,272 件	-9.0%	115.6 件
	参加人数	1,749 人	-7.4%	159.0 人
ケアマネ等研修会	開催数	44 件	-4.3%	4.0 件
	参加人数	241 人	-16.3%	21.9 人
介護リフレッシュ教室	開催数	61 件	5.2%	5.5 件
	参加人数	491 人	-34.8%	44.6 人
運営推進会議	開催数	151 件	0.0%	13.7 件
	参加職員数	168 人	-	15.3 人
研修	開催数	428 件	-4.7%	38.9 件
	参加人数	771 人	5.3%	70.1 人
居場所づくり型一般介護予防事業	履行確認数	13 件	-	1.2 件
	出務職員数	17 人	-	1.5 人
他機関との連絡調整	件数	13,865 件	-0.3%	1260.5 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	15 件	-16.7%	1.4 件

# 月別実績報告書 その1

(平成30年度年間)

センター番号:	01
センター名:	東灘区

## 1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント			権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント		困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所退所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	介護予防ケアマネジメント	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	包括的・継続的ケアマネジメント	地域支え合い活動					
電話	7,981	499	1,491	76	15	37,232	203	23	1,098	40	1,342	2,121	448	618	64,732		
うち時間外対応	438	19	85	5	0	1,659	6	0	44	1	46	101	13	33	2,493		
来所	2,062	158	156	48	29	1,473	43	2	90	5	329	309	1,103	69	6,062		
うち時間外対応	143	15	9	6	1	69	4	0	18	0	23	13	51	3	365		
訪問	1,776	77	1,400	51	48	18,485	119	4	193	14	336	2,866	1,960	187	28,083		
うち時間外対応	101	2	50	2	2	623	9	0	3	1	13	61	52	5	937		
その他	555	29	905	19	0	4,307	43	2	461	6	219	3,487	123	191	10,599		
うち時間外対応	32	2	10	0	0	198	3	0	17	0	8	341	9	7	631		
合計	12,374	763	3,952	194	92	61,497	408	31	1,842	65	2,226	8,783	3,634	1,065	99,466		
うち時間外対応	714	38	154	13	3	2,549	22	0	82	2	90	516	125	48	4,426		
実人数	3,807	228	837	97	73	3,817	56	4	105	27	307	1,195	2,895	376	13,970		

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	6	7	1	0	14
実人数	5	7	1	0	13

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数 ※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT員守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
39	88	123	84	776	14	38

※ SOSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	センター主催の会議等		全講数	参加人数
						行政等主催の会議等	参加者数		
総合事業のサービスのみ	従来型	972	22	950	168	5	センター主催の会議等	173	2,807
	簡易型	311	10	301	20	1	行政等主催の会議等	987	1,247
	セルフ型	0	0	0	0	0	地域主催の会議等	1,272	1,749
予防給付	介護予防支援	1,884	33	1,851	343	13	ケアマネ等研修会	44	241
	対象人数	43,244	660	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	548	介護リフレッシュ教室	61	491
広報・啓発	地域ネットワーク構築	622					運営推進会議	151	168
	地域ケア会議	65	参加人数	1,062	(内数)協議体開催数	27	研修	428	771
	地域ケア会議打ち合わせ	73	参加人数	279			居場所づくり型一般介護予防事業	13	17
							他機関との連携調整	13,865	15

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

# 月別実績報告書 その1

(平成30年度年間)

センター番号:	01
センター名:	本山東部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援		介護予防ケアマネジメント		権利擁護		包括的・機能的ケアマネジメント		困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	入所・退所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	措置	高齢者虐待	消費者被害	開催数					
電話	2,338	0	588	7	0	0	4	0	151	80	6	237	7,022
うち時間外対応	220	0	54	1	0	0	0	0	11	6	2	13	566
来所	228	2	34	4	4	0	0	0	21	8	1	6	496
うち時間外対応	12	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
訪問	703	0	185	3	1	1,188	3	0	13	24	139	19	2,288
うち時間外対応	47	0	19	1	1	57	0	0	1	1	0	0	133
その他	345	0	180	4	0	740	6	0	56	29	20	118	1,595
うち時間外対応	14	0	9	0	0	26	1	0	0	0	2	4	58
合計	3,616	2	987	18	5	5,565	13	0	241	141	267	380	11,401
うち時間外対応	293	0	85	2	1	340	1	0	12	7	15	17	782
実人数	465	2	149	5	5	321	1	0	35	7	231	74	1,329

## 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがぶの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地球支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
4	7	14	6	109	1	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	センター主催の会議等		行政等主催の会議等		会議数	参加人数
						セッション数	参加者数	セッション数	参加者数		
総合事業のサービスのみ	従来型	47	0	47	9	0	3	100	3	79	79
	簡易型	32	0	32	0	0	39	39	39	113	113
	セルフ型	0	0	0	0	0	3	3	3	74	74
予防給付	介護予防支援	165	0	165	31	0	6	6	6	47	47
広報・啓発	対象人数	1,836	60	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	104	0	22	22	22	56	56
	地域ネットワーク構築	参加回数	210				研修	実施数	56	56	56
	地域ケア会議	開催数	4	参加人数	103	3	0	0	0	0	0
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	7	参加人数	28	0	0	他機関との連絡調整	件数	0	0	0

# 月別実績報告書 その1

(平成30年年度)

センター番号:	02
センター名:	本庄あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケア マネジメント	権利擁護			介護事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退所相談	実態把握	介護保険 外サービス		基本 チェックリスト	成人 後見制度							消費者 被害
							措置	高齢者 虐待						
電話	381	15	21	9	11	17	0	120	12	58	45	429	51	6,444
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
来所	224	15	0	2	4	3	0	10	2	7	8	96	113	509
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
訪問	105	11	150	12	11	12	0	29	5	97	47	1,680	207	5,710
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	4	0	4	0	0	2	0	27	2	15	7	414	6	811
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	714	41	175	23	26	34	0	186	21	177	107	2,619	377	13,474
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5
実人数	397	17	105	10	15	11	0	15	6	30	10	349	309	1,839

## 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問 世帯数 ※	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
5	12	14	9	87	0	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	センター主催の会議等	行政等主催の会議等	地域主催の会議等	ケアマネ等研修会	介護リフレッシュ教室	運営推進会議	研修	居場所づくり型一般介 護予防事業	他機関との連絡調整	参加人数
															参加人数
総合事業のサービスのみ	従来型	219	6	213	56	1	12	93	28	1	7	44	2	緊急対応件数 (事故対応等)	104
	簡易型	2	0	2	2	0	28	28	1	5	7	2	2	1	134
	セルフ型	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	45
予防給付	介護予防支援	292	3	289	86	2	5	5	5	5	7	44	2	1	3
	対象人数	846	60	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	48
広報・啓発	地域ネットワーク構築	参加回数	27												7
	地域ケア会議	開催数	17	163	(内数)協議 体開催数	4									65
地域ケア会議 打ち合わせ	開催数	3	9												4
															1



# 月別実績報告書 その1

(平成30年年度)

センター番号:	03
センター名:	本山南部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				権利擁護			包括的・体系的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計		
	介護相談	入所・退所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度	措置							高齢者虐待	消費者被害
電話	196	12	30	5	2	2,230	0	126	4	44	45	44	2,969		
うち時間外対応	10	0	5	0	0	78	0	12	0	2	1	5	128		
来所	355	44	6	12	4	228	0	37	0	22	184	9	977		
うち時間外対応	47	7	0	2	0	12	0	16	0	3	4	2	128		
訪問	44	1	58	6	2	1,548	0	35	4	28	115	11	2,019		
うち時間外対応	2	0	3	0	0	65	0	1	0	2	4	1	97		
その他	8	4	0	2	0	269	0	122	1	10	17	7	637		
うち時間外対応	2	0	0	0	0	20	0	7	0	0	1	2	53		
合計	603	61	94	25	8	4,275	0	320	9	104	361	71	6,602		
うち時間外対応	61	7	8	2	0	175	0	36	0	7	25	10	406		
実人数	310	41	32	16	6	350	0	11	2	5	254	23	1,252		

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数 ※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	
4	50	61	12	65	9

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託のうち新規数	総合事業のサービスのみ		予防給付	広報・啓発	地域ネットワーク構築	地域ケア会議	地域ケア会議打ち合わせ
						うち新規数	うち継続数					
従来型	52	2	50	10	0	0	0	9	152	0	0	0
簡易型	46	5	41	6	0	0	0	104	135	0	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0	0	0	209	263	0	0	0
介護予防支援	190	5	185	32	2	0	0	5	20	0	0	0
対象人数	2,087	60	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	44	44	0	0	6	23	0	0	0
参加回数	45	45	0	0	0	0	0	16	16	0	0	0
開催数	4	4	0	0	0	0	0	65	83	0	0	0
開催数	2	2	0	0	0	0	0	591	1	0	0	1

# 月別実績報告書 その1

## (平成30年度年間)

センター番号:	04
センター名:	本山西部あんしんすこやかセンター

### 1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				権利擁護			包括的・継続的ケアネットワーク	困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	実態把握		措置	高齢者虐待	消費者被害						
			介護保険 外サービス	基本 チェックリスト									
電話	359	19	47	2	0	0	1,548	2	0	0	0	1	2,152
うち時間外対応	38	2	1	0	0	0	59	0	0	0	0	1	107
来所	168	21	5	0	1	0	46	3	0	0	0	3	392
うち時間外対応	16	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	32
訪問	143	12	67	3	0	0	1,137	9	0	1	13	23	1,620
うち時間外対応	14	0	5	0	0	0	31	0	0	0	0	3	57
その他	35	0	17	0	0	0	110	2	0	0	17	19	344
うち時間外対応	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	2	2	18
合計	705	52	136	5	1	0	2,841	16	0	2	133	152	4,508
うち時間外対応	73	3	6	0	0	0	98	0	0	0	10	9	214
実人数	287	20	33	2	1	0	262	6	0	2	13	7	869

### 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

### 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数 ※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
	6	13	6	38		0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

### 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	センター主催の会議等		会議数	参加人数
						行政等主催の会議等	地域主催の会議等		
従来型	71	4	67	6	1	センター主催の会議等	11	参加人数	594
簡易型	4	0	4	0	0	行政等主催の会議等	58	参加職員数	69
セルフ型	0	0	0	0	0	地域主催の会議等	148	参加職員数	202
介護予防支援	132	4	128	24	0	ケアマネ等研修会	5	参加人数	22
予防給付	1,744	60	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	86	0	介護リフレット教室	6	参加人数	50
広報・啓発	5	5				運営推進会議	0	参加職員数	0
地域ネットワーク構築	11	11	199	3	3	研修	30	受講職員数	31
地域ケア会議	21	21	69			居場所づくり型一般介護予防事業	0	出席職員数	0
地域ケア会議 打ち合わせ						他機関との連絡調整	452	緊急対応件数 (事故対応等)	3

# 月別実績報告書 その1

(平成30年年間)

センター番号:	05
センター名:	魚崎北部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退院相談	実態把握	介護保険外サービス		基本チェックリスト	成年後見制度	措置						
電話	301	33	197	6	0	2,456	5	27	2	394	89	17	0	3,757
うち時間外対応	12	1	5	0	0	96	0	0	0	4	0	0	0	118
来所	147	15	59	3	3	46	3	1	0	144	7	110	0	543
うち時間外対応	6	0	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	12
訪問	61	12	376	4	6	1,292	0	2	1	48	63	133	0	2,170
うち時間外対応	1	0	11	0	0	36	0	0	0	1	2	2	0	55
その他	20	1	643	5	0	248	1	17	0	8	30	12	0	1,098
うち時間外対応	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3
合計	529	61	1,275	18	9	4,042	75	47	3	594	292	272	0	7,568
うち時間外対応	19	1	19	0	0	135	2	0	0	6	3	3	0	188
実人数	223	30	170	15	9	235	5	4	3	68	6	238	0	1,109

## 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	4	0	0	4
実人数	0	0	4	0	0	4

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数 ※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
6	1	3	12	58	2	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	会議等		実施数	参加人数
						開催数	参加職員数		
総合事業のサービスのみのみ	従来型	74	1	73	25	0	センター主催の会議等	23	249
	簡易型	10	0	10	3	0	行政等主催の会議等	111	139
	セルフレイ	0	0	0	0	0	地域主催の会議等	178	245
予防給付	介護予防支援	124	1	123	34	3	ケアマネ等研修会	1	4
		39	60	123	34	3	介護リフレッシュ教室	4	35
広報・啓発	対象人数	6,172	60	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	68	0	運営推進会議	19	33
地域ネットワーク構築	地域ケア会議	参加回数	39	145	6	0	研修	80	212
		開催数	6	6	6	0	居場所づくり型一般介護予防事業	10	12
		開催数	8	40	40	0	他機関との連絡調整	1,216	2

# 月別実績報告書 その1

(平成30年年間)

センター番号:	06
センター名:	魚崎南部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援			権利擁護			成年 後見制度	介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	措置			包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談 719	入所・ 退所相談 39	実態把握 303	介護保険 外サービス 4	基本 チェックリスト 0	措置			高齢者 虐待 262	消費 被害 5	160							193
電話	5	2	5	1	0	0	0	100	0	0	0	5	0	0	0	0	0	124
うち訪問外対応	161	6	18	2	2	2	0	182	0	0	0	1	6	3	33	83	4	514
来所	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
うち訪問外対応	130	4	172	3	7	7	0	2,097	16	0	45	0	33	58	207	179	16	2,967
訪問	0	0	1	0	0	0	0	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10
うち訪問外対応	44	8	39	1	0	0	0	778	6	0	132	1	45	49	374	10	13	1,500
その他	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
うち訪問外対応	1,054	57	532	10	9	9	0	7,645	42	0	452	7	244	303	882	278	75	11,590
合計	6	2	6	1	0	0	0	111	0	0	6	0	6	1	0	0	0	139
うち訪問外対応	358	14	116	6	9	9	0	371	4	0	14	2	19	11	44	267	48	1,284
実人数																		

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	センター 延件数	センター 実人数	えが おの 窓口	サービス 事業者	介護保険 制度全般	その他	合計
	2	0	0	0	1	0	3
	1	0	0	0	1	0	2

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問 世帯数 ※	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
4	0	0	6	67	1	6

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

広報・啓発	種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	総合事業のサービスのみ		会議数	参加人数	合計
							パンフ等 配布数	リーフレット配布数			
予防給付	従来型	130	5	125	18	1	27	27	27	27	319
	簡易型	6	0	6	0	0	106	106	106	158	
	セルフ型	0	0	0	0	0	52	52	52	89	
地域ケア会議	紹介予防支援	214	6	208	38	2	5	5	5	18	
	対象人数	5,535	60	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	48	26	6	6	6	46	
地域ネットワーク構築	参加回数	26	3	98	3	0	30	30	30	89	
	開催数	3	参加人数	3	3	0	0	0	0	0	
	開催数	16	参加人数	59	16	1	2,310	2,310	2,310	1	

# 月別実績報告書 その1

(平成30年年度)

センター番号:	07
センター名:	住吉北部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防支援				権利擁護				その他	合計		
	入所・退所相談		実態把握		介護保険外サービス		基本チェックリスト		成年後見制度		高齢者虐待				消費者被害	
	介護相談	えがおの窓口	サードパーティー	その他	介護予防ケアマネジスト	委託	相談	相談	措置	措置	措置	措置			措置	措置
電話	609	19	24	6	0	3,604	24	1	42	6	23	129	432	0	4,935	
うち時間外対応	29	1	0	0	0	121	0	0	2	0	2	8	39	0	204	
来所	261	12	3	8	3	87	8	0	12	1	24	25	69	109	625	
うち時間外対応	20	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	2	6	3	38	
訪問	199	3	47	3	6	1,746	15	2	17	0	20	113	126	331	2,629	
うち時間外対応	10	0	3	1	0	87	0	0	1	0	0	3	20	0	125	
その他	51	0	5	0	0	221	1	0	28	0	14	26	152	12	513	
うち時間外対応	4	0	0	0	0	11	0	0	0	0	1	0	18	1	36	
合計	1,120	34	79	17	9	5,658	48	3	99	7	81	293	779	492	8,702	
うち時間外対応	63	3	3	1	0	224	0	0	3	0	3	13	83	4	403	
実人数	603	21	38	10	9	458	6	2	8	5	21	31	142	431	1,800	

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サードパーティー	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
2	12	18	6	63	0	1

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしていません。

## 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	会議等		研修	実施数	履行確認数	緊急対応件数(事故対応等)	他機関との連絡調整件数
						センター主催の会議等	行政等主催の会議等					
従来型	107	0	107	14	0	49	49	0	0	0	0	0
簡易型	71	3	68	2	0	110	110	0	0	0	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0	236	236	0	0	0	0	0
介護予防支援	188	4	184	27	0	7	7	0	0	0	0	0
対象人数	8,007	60	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	0	0	6	6	0	0	0	12	12
地域ネットワーク構築	84	3	参加人数	0	0	32	32	0	0	0	0	0
地域ケア会議	3	3	参加人数	2	2	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議打ち合わせ	2	2	参加人数	8	8	2,754	2,754	0	0	0	0	1

# 月別実績報告書 その1

(平成30年年度)

センター番号:	08
センター名:	住吉南部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				権利擁護			困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計		
	介護相談	入所・ 通所相談	実態把握		介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度						措置	
			介護予防支援 マネジメント	高齢者 虐待									消費者 被害	
電話	142	58	62	12	0	46	17	80	5	104	195	89	63	3,611
うち時間外対応	9	2	4	0	0	2	0	4	1	2	2	1	8	182
来所	93	5	24	10	1	13	1	6	1	17	26	8	86	667
うち時間外対応	3	0	3	4	0	1	0	2	0	0	1	0	2	26
訪問	85	9	122	6	7	14	2	15	1	23	63	185	180	2,708
うち時間外対応	1	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4	58
その他	2	6	6	5	0	5	1	54	1	5	43	15	12	366
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	2	13
合計	322	78	214	33	8	78	21	155	8	149	327	297	341	7,352
うち時間外対応	13	3	9	4	0	3	0	10	2	3	4	1	16	279
実人数	155	17	93	15	5	5	1	27	1	18	10	49	289	1,089

## 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	2	0	1	0	0	3
実人数	2	0	1	0	0	3

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問 世帯数 ※	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
4	0	0	4	38	1	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新加数	総合事業のサービスのみのみ		予防給付	広報・啓発	地域ネットワーク構築	地域ケア会議	地域ケア会議 打ち合わせ
						うち新規数	うち委託数					
従来型	62	0	62	3	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易型	45	0	45	2	0	0	0	0	0	0	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	145	0	145	18	0	0	0	0	0	0	0	0
対象人数	8,130	60	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	26	0	0	0	0	0	0	0	0
参加回数	109	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開催数	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開催数	9	9	9	20	0	0	0	0	0	0	0	0

# 月別実績報告書 その1

(平成30年年度)

センター番号: 09  
 センター名: 御影北部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計			
	介護相談	入所・退所相談	介護保険		高齢者虐待	消費者被害	成年後見制度									
			実態把握	外サービス										基本チェックリスト		
電話	435	23	35	10	0	1,858	0	0	2	14	2	38	302	2	28	2,911
うち時間外対応	48	5	7	3	0	288	0	0	0	1	0	2	42	0	1	393
来所	83	5	3	0	5	77	0	0	0	1	0	10	15	56	3	283
うち時間外対応	11	2	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	3	4	1	41
訪問	100	8	33	7	2	1,057	2	0	1	9	1	25	134	165	11	1,617
うち時間外対応	23	1	6	0	1	161	0	0	0	1	0	5	26	20	2	254
その他	35	9	6	2	0	675	0	0	0	56	1	24	1,995	16	6	2,876
うち時間外対応	5	1	1	0	0	82	0	0	0	3	0	0	299	3	0	400
合計	653	45	77	19	7	3,667	7	0	4	80	4	97	2,446	239	48	7,687
うち時間外対応	87	9	14	3	1	526	1	0	5	0	0	3	370	27	4	1,088
実人数	305	17	24	4	6	289	6	0	9	4	4	14	153	193	22	1,076

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	えがきの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
センター	1	0	1	0	2
延件数	1	0	1	0	2
実人数	1	0	1	0	2

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数 ※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	
5	0	0	6	51	3
					12

※ SGSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	会議等		参加人数
						開催数	参加者数	
総合事業のサービスのみのみ	従来型	72	2	70	8	0	センター主催の会議等	17
	簡易型	33	2	31	3	0	行政等主催の会議等	75
	セルフ型	0	0	0	0	0	地域主催の会議等	194
予防給付	介護予防支援	138	5	133	21	3	ケアマネ等研修会	8
		3,776	60	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	21	0	介護リフレッシュ教室	6
広報・啓発	参加回数	53					運営推進会議	0
地域ネットワーク構築	開催数	5	85				研修	41
地域ケア会議	開催数	2	16				居場所づくり型一般介護予防事業	0
打ち合わせ	開催数						他機関との連絡調整	緊急対応件数(事故対応等)
								2,755
								0



# 月別実績報告書 その1

(平成30年年間)

センター番号:	10
センター名:	御影南部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				権利擁護			地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退所相談	実態把握		措置	高齢者 虐待	消費者 被害					
			介護保険 外サービス	基本 チェックリスト								
電話	2,307	268	182	12	2	6,556	3	181	459	223	118	10,964
うち時間外対応	49	2	4	0	0	370	0	2	17	6	2	468
来所	141	11	3	6	1	68	0	19	13	6	15	343
うち時間外対応	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	9
訪問	176	14	181	0	2	1,398	1	11	49	137	61	2,226
うち時間外対応	2	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	21
その他	2	0	2	0	0	293	0	2	0	31	8	340
うち時間外対応	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6
合計	2,626	293	368	18	5	8,315	4	213	521	397	202	13,873
うち時間外対応	54	2	4	0	0	398	0	2	17	6	2	504
実人数	358	16	69	10	3	305	2	29	34	90	64	1,192

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	1	0	1	0	2
実人数	1	0	1	0	2

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問 世帯数 ※	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT員守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
3	0	0	4	65		7

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	センター主催の会議等		会議数	参加人数	
						センター主催の会議等	会議数			
総合事業のサービスのみ	従来型	72	1	71	17	2	行政等主催の会議等	71	71	86
	簡易型	22	0	22	2	0	地域主催の会議等	105	105	87
	セルブ型	0	0	0	0	0	ケアマネ等研修会	3	3	116
予防給付	138	2	136	29	1	介護リフレッシュ教室	4	4	20	
広報・啓発	1,136	60	(内数)リーフレット配布数	29	29	運営推進会議	開催数	9	9	12
地域ネットワーク構築	参加回数	1				研修	実施数	3	3	4
地域ケア会議	開催数	7	参加人数	61	(内数)協議 体開催数	居場所づくり型一般介 護予防事業	履行確認 数	1	1	1
地域ケア会議 打ち合わせ	開催数	0	参加人数	0		他機関との連絡調整 件数	794	緊急対応件数 (事故対応等)	4	4



# 月別実績報告書 その1

(平成30年年度)

センター番号:	11
センター名:	六甲アイランドあんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケア マネジメント	権利擁護		包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	実態把握	介護保険 外サービス		基本 チェックリスト	措置						
電話	193	13	2	3	0	0	0	2,940	0	27	0	5	3,388
うち時間外対応	18	4	0	0	0	0	0	175	0	0	0	0	200
来所	200	22	1	1	1	1	1	267	0	6	0	135	703
うち時間外対応	22	3	0	0	1	1	1	16	0	0	0	6	50
訪問	30	3	9	4	4	4	4	1,746	0	9	0	172	2,129
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	113	0	0	0	12	127
その他	9	1	3	0	0	0	0	450	0	14	0	10	519
うち時間外対応	2	1	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	41
合計	432	39	15	8	5	5	5	5,403	0	56	0	322	6,709
うち時間外対応	43	8	0	0	1	1	1	342	0	0	0	18	418
実人数	346	33	8	4	5	5	5	350	0	4	0	277	1,111

## 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

## 3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問 世帯数 ※	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT原守り
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	
1	0	0	3	64	0
					3

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

## 4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	センター主催の会議等		会議数	参加人数
						センター主催の会議等	会議数		
総合事業のサービスのみ	従来型	66	1	65	2	0	センター主催の会議等	10	228
	簡易型	36	0	36	0	0	行政等主催の会議等	88	100
	セルフ型	0	0	0	0	0	地域主催の会議等	27	38
予防給付	介護予防支援	158	3	155	3	0	ケアマネ等研修会	4	19
		3,975	60	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	3	0	介護リフレッシュ教室	6	87
広報・啓発	対象人数	23	60	56	56	0	運営推進会議	22	22
地域ネットワーク構築	参加回数	2	2	2	2	0	研修	27	35
地域ケア会議	開催数	3	3	3	3	0	居場所づくり型一般介 護予防事業	0	0
地域ケア会議 打ち合わせ	開催数	3	3	3	3	0	他機関との連絡調整	1,216	1
							緊急対応件数 (事故対応等)		件数



## 平成30年度 あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況

## 1. あんしんすこやかセンター連絡会

開催回数：1回/月

参加者：各センターより1～2名、区あんしんすこやか係、区社協など

内容：区・区社協・各センター職種代表からの連絡、情報提供、報告、  
認知症関連情報交換（認知症サポートネット進捗状況、認知症（疑い）の方に  
関する地域との連携報告など）  
地域ケア会議の報告など

## 2. あんしんすこやかセンター職種別連絡会

開催回数：職種ごとに1回/月

参加者：各センター、区あんしんすこやか係、区社協、医療・介護サポートセンターなど

## ① 保健師・看護師連絡会

内容：認知症専門訪問相談利用状況、関係機関との連携（医療・介護サポートセンター、認知症初期集中支援事業チームなど）、その他情報交換など

## ② 社会福祉士連絡会

内容：高齢者虐待対応状況、消費者被害状況、成年後見制度利用についての相談、その他情報交換など

## ③ 主任ケアマネジャー連絡会

内容：地域包括ケア関連研修の企画・開催（\*）、情報交換など

## ④ 地域支え合い推進員連絡会

内容：地域支え合い活動の現状や課題、コミュニティサポートグループ育成支援事業などの報告、その他情報交換など

## \* 地域包括ケア関連研修

医療と介護の連携について、口腔ケア研修（オーラルフレイルについて）、感染症対策について、事例検討、知的障害者の理解を深める研修



## 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 本山東部あんしんすこやかセンター

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

平日は9時～17時まで、土曜日は9時～12時までセンター職員による総合相談業務を行う。それ以外の時間、夜間や日祝日の対応は、法人守衛室に電話が転送されるようになっており、緊急の場合は守衛室よりセンター長に連絡が入り対応。必要であれば各職員の仕事専用携帯電話に連絡をとる体制となっている。守衛室にはセンターの緊急連絡網を渡しており必ず緊急時にはつながるようお願いしている。

2. 職員の配置について

社会福祉士1名（介護支援専門員資格あり）、主任ケアマネージャー1名、看護師（介護支援専門員資格あり）1名、地域支え合い推進員（社会福祉士、介護支援専門員資格あり）1名、介護予防プランナー2名、加配にて介護支援専門員2名で行っていく。3月に地域支え合い推進員が退職。4月より以前社会福祉士として当センターで働いていたメンバーを居宅で3年経験させ、地域支え合い推進員として加える。

3. 総合相談支援業務について

相談支援業務を専門職として適切に対応できるように、面談技術や介護、医療の知識の向上を目指し、積極的に外部研修会、法人内での勉強会に参加していく。センター内では、毎朝ミーティングを行いしっかりと情報共有、各専門職からの意見、指導を行い、個々のスキルアップを行っていく。

4. 権利擁護業務について

高齢者が悪徳商法や詐欺等の被害にあわないよう、圏域内の事業所や地域行事に顔をだし注意喚起を行っていく。区あんしんすこやか係や警察、その他関係機関と連携を取り情報共有を行っていく。成年後見制度についても行事等で随時広報をしていき、必要時は専門機関に繋いでいく。虐待に関しては、まずはマニュアルを個々でしっかりと理解したうえで、区あんしんすこやか係や警察等との連携を密にし、慎重に対応していく。虐待を未然に防ぐ、早期発見の為にもケアマネや事業所との勉強会を行い、そして地域住民にも啓発活動を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

住み慣れた地域でその人らしく過ごせるために今年度も続けて医療との連携を強化していく。地域住民や多職種とのネットワークの構築に向けて、地域ケア会議の必要性や意義を理解してもらうよう努め、今後も継続して地域ケア会議、認知症サポートネットの開催、そして多職種連携会議おむすびの会やオレンジカフェの後方支援を行っていく。連携が途切れる事のないように、ケアマネが中心となり、インフォーマルサービス等の社会資源も広く視野に入れ、継続的にマネジメントできるよう支援する。また、ケアマネやサービス事業所等の福祉関係者に対し、情報共有、情報交換会、研修等を開催しスキルアップ向上を目指していく。困難ケースに関しては、随時相談にのり一緒に関わり支援を行っていく。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防サービスや地域のインフォーマルサービスに繋げることで要介護状態を防ぎ、生き生きとした自立した生活を送ってもらえるよう支援していく。介護予防の重要性を理解して頂けるよう啓発活動を行い、地域資源を増やせるよう育成を行っていく。前年度より行っているフレイル予防の為の「フェニックス歩こう会」、回を増すごとに参加者も増え、積極的な意見もでてきている。後方支援にて行えるよう勤めていきたい。

前年度より、センター以外の場所、JR甲南駅南『セルバ地下1Fフリースペース』第4土曜日と『本山東福祉センター』第2木曜日にて出張相談会を定期的で開催している。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

前年度、森南町に2つの集いの場を立ち上げる事ができ、回を重ねる毎に参加者が増えてきており、活発に動いてきている。今年度は、山の手、まだまだ不足している場が多くある為、地域ケア会議を開催し、発掘していきたい。まだ、何も繋がっていない方々の支援を行い、地域で支え合えるようにしていきたい。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット『みのりの会』の支援を行う。30年度は森南町にだれもが集える場として、2つの集いの場を立ち上げる事ができ、それにより地域住民の認知症に対しての知識、理解も増えてきている。今年度も引き続き、勉強会、そして第2回高齢者認知症声掛け訓練を行う予定であり、前回とちがい地域店舗を交えて行い、さらに認知症の理解を深めていきたい。

31年度は新たに、森北町6,7丁目の山の手をターゲットとして、認知症の理解を深めること、地域住民の繋がり的重要性を目的に勉強会等を開いていきたい。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

民生委員やボランティアの方たちと一緒に地域の要援護者や高齢者の支援を行うとともに、区社会福祉協議会と連携を図り地域住民と共に住みよい町作りをすすめていく。民生委員と小地域連絡会や毎月開催の給食会に参加し、地域の高齢者の情報共有を図る。民生委員の調査時に困っている事例は、一緒に動き、連携を行う事で支援の必要な高齢者の発掘をしていく。各民生委員とさらに信頼関係を結び、認知症や困っている方の早期発見、早期対応等に繋げていく。また、地域としてプラザへの参加や地域行事には積極的に参加し、婦人会、自治会、有識者との連携も密に行っていく。

#### 10. 医療機関との連携について

地域のネットワーク構築の為に利用者の主治医や医療機関との連携が重要になってくる。その為に東灘区の医師会や医療介護サポートネットの行う研修会、多職種連携会議等の場に積極的に参加し、各職員がスキルアップしつつ医療と在宅がスムーズに連携できるよう努めていく。また、地域ケア会議、認知症サポートネットに参加して頂けるよう普段から顔つなぎを行い、信頼関係を結んでいく。

#### 11. その他関係機関との連携について

東灘区サポートネット構築事業において、地域の核となる住民、警察、学校、店舗等と協力していく。前年度において、本三プラザの会議には必ず出席し、情報共有、地域行事に参加する事に

より少しは信頼度も増してきている。今年度は、高齢者声掛け訓練にも学校関係者にも参加してもらおうよう声掛けしていく。警察からは連絡があれば、早急に対応し動くようにしている。できるだけ地域交番、銀行、郵便局等には、訪問するようしており顔の見える関係を作るようにしている。

地域住民や地域団体、サービス事業所との連携が取れるように、地域ケア会議を開催していく。あんしんすこやか係との連携を密に行いながら何事も迅速かつ丁寧に活動していく。

#### 1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業所に理由なく偏る事がないように適正な介護予防ケアマネジメントの確保、正確な情報提供に基づいたうえで、利用者や住民の意向を尊重し、利用者本意の生活ができるようにアセスメントを行う。

ケアマネ支援を行う際にも利用者とサービス事業所の間で適切なアドバイスが行えるようにする。解決が困難な事例、圏域を超える事例等、各センター間の連携、協力を図り解決に向けて取り組む。

また、利用者や家族の希望があれば適時情報を公開し、ケアプランの作成やサービス提供に関わる苦情には相談窓口を設置し、常に中立公正な立場を確保する。

## 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：本庄あんしんすこやかセンター

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・夜間、休日の対応について：連絡体制が取れるよう、併設事業所への連絡と職員緊急連絡により担当者・管理者に入るようにする。
- ・土曜日対応：休日に家族相談ができるよう職員の出勤を行う。
- ・シルバーハイツ：生活リズムセンサー（緊急通報システム）があった際に対応をする。

### 2. 職員の配置について

- ・情報の共有化：5職種（看護師・社会福祉士・地域支え合い推進員・主任ケアマネ・SCS）を配置しチームアプローチが行えるよう情報共有と共通認識を深め、課題への取り組みを行っていく。共有化のため定期会議（週1回）を行い、困難ケース・虐待ケース・地域福祉活動等を複数職員で行う。

### 3. 総合相談支援業務について

- ・相談対応：認知症問題・権利擁護・健康問題・生活困窮・他分野課題（障害者福祉）・など多岐にわたる課題項目に対応できるよう関係機関との連携を行う。
- ・課題分析・共有化：会議以外に、相談内容の可視化（町別ファイル管理）を行い、迅速でスムーズに行うようにする。

### 4. 権利擁護業務について

- ・虐待通報：速やかに区保健センターに報告連携行い実施する。
- ・成年後見制度：相談も含め司法書士等と連携し、申し立てなど円滑に行うようにする。
- ・消費者被害：高齢者が消費者被害に合わないよう、神戸市・区保健センター・警察・司法機関・消費生活センターと協力連携しながら啓発活動を行っていく。

### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・ケアマネ支援等：処遇困難ケース等に対応しているケアマネジャー・地域住民・医療機関・他分野（障害者福祉）等と連携し課題の解決に取り組む。
- ・課題への取り組む力の向上（予測対応）：課題の悪化防止も行えるために勉強会・研修会の企画を行い、ケアマネジャーの知識・対応力の向上をめざしていく。

### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・実施について：個々の高齢者の相談内容に応じ、自立した生活ができるようエンパワメントを活かしたアセスメント、ケアプランを行う。その際にインフォーマル・フォーマルサービスも含めて調整を行い、地域で暮らしていけるようにサポートする。

本庄



#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

・コミサボ事業：深江会館で開催する「ふれあい喫茶」をコミサボ新規事業に加え、「いこいの家」と2事業の活動を支援していきます。これまでに自立した茶話会の後方支援も継続し、地域住民が集える資源を確保します。

・見守り活動：地域行事を通じて住民間の見守りができる環境づくりに取り組みます。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

・認知症当事者・抱える家族介護者について：地域住民の為に 認知症予防の講座・認知症家族への働きかけ（神戸モデル）、を行い認知症啓発活動を地域の高齢者の集い場所（茶話会・店舗等）・地域会館で行う。

仮に認知症になり困難になった際に対応できるよう、医師等関係機関と連携しながら地域でサポートしていく。

・こえかけ訓練：今年度中に1度はこえかけ訓練も東灘小学校区で実施する。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

・昨年度から高齢者見守り対象が70歳以上の独居となっているが、すでに台帳にあがっている方や、状態に応じて民生委員や地域と連携して見守りを行います。また、年3回実施される小地域支え合い連絡会で情報共有を行い、東灘区社会福祉協議会とも連携していきます。

#### 10. 医療機関との連携について

・高齢者の個別の対応：日々の生活・入院時・退院時など変化がある時には、担当医・訪問看護・デイケア・病院地域連携室と連携し安全に在宅生活が維持できるよう連携する。

・地域活動について：認知症予防・介護予防・地域啓発活動・地域ケア会議などにも協力していただき、地域の健康づくりの活動を行っていく。

#### 11. その他関係機関との連携について

・関係機関との協力体制：地域の各団体（老人クラブ・防災福祉コミュニティ・ふれまち協議会・まちづくり協議会・自治会・婦人会・ボランティア団体・商業施設・公共施設・他分野団体（障害者支援団体・外国人支援団体等）の強みや特性を生かして、地域福祉活動（啓発・居場所・見守り）に協力していただき、さらに縦・横の両面のつながりを作っていく。また各団体からセンターへの協力要請のときは、迅速・丁寧に協力を行う。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

運営規定・職業倫理・専門職倫理を基に、公正中立な立場の維持が行えるよう、自己研鑽・自己啓発のため研修への参加とセンター業務を通して、自己の振り返りとモチベーションの維持向上を行う。研修は年間45回以上研修に参加する。

## 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：本山南部あんしんすこやかセンター

---

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

センター職員全員で地域活動計画に基づく評価及び昨年度の相談受付票等からのデータ集計・分析をもとに、今年度の年間事業計画を策定し、マネジメントにおける計画実行をおこないます。

また、センターの広報がより必要な地域に対して積極的に広報活動を実施することで、地域と顔の見える良好な関係作りに努めます。

### 2. 職員の配置について

今年度も加配職員を含めた四職種5名の配置をおこなうとともに、できる限りセンター業務にウエイトを置いて業務が遂行できるように、必要に応じて他業務における人員配置を検討します。

また、日頃からチームアプローチを重視して業務に取り組み、定期的なセンター内の勉強会や外部研修への参加・復講を通して各職員のスキルアップに努めます。

### 3. 総合相談支援業務について

昨年度の地域活動計画の振り返りや相談業務を通じて見えた課題に対して、さらにアンケート等による情報収集をおこなうことで、根拠を示し、明確な課題発見につなげます。

さらに、地域ケア会議開催により必要に応じて地域住民や関係機関等に働きかけることで新たなネットワーク構築に向けて一緒に取り組みます。

### 4. 権利擁護業務について

引き続き、高齢者虐待や消費者被害における地域への啓発を積極的に実施し、発生予防につなげるとともに、発生した支援困難事例については、地域住民や事業者、関係機関等と必要に応じてカンファレンスを開催し、適切な支援につなげることができるように努めます。

### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

支援困難ケース増加に伴いケアマネジャーからの相談が増えており、解決に向けて同行訪問や助言による後方支援をおこなうとともに、圏域内のケアマネジャーと連絡会を開催し、情報交換をおこないニーズを把握することで、必要に応じた情報提供やスキルアップのための研修開催等を検討します。

### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

日常業務の中で幅広く地域に向けて介護予防やフレイル予防に関する広報啓発を実施するとともに、地域診断等を通じて介護予防の取り組みが優先的に必要な地域を選定し、他機関と連携して講演や実技をおこなうことで普及啓発に努めます。

本山南部

7. 地域支え合い活動推進事業について

既存の地域行事のみならず、コミュニティサポートグループ育成支援事業等を活用して他機関と連携しながら新たな担い手の発掘や地域行事の立ち上げを支援し、住民主体の運営につなげていくことで住民相互の見守り活動強化に努めます。

8. 認知症に関する取り組みについて

長年実施している認知症サポートネット構築支援事業において、「認知症高齢者声かけ訓練」の開催に向けて実行委員等と一緒に準備をおこない、圏域内で実施することで認知症高齢者の支援に対する地域住民の意識向上をはかります。

9. 民生委員等地域との連携について

小地域支え合い連絡会や地域行事への参加や日頃から情報交換をおこなうことで密な連携をはかり見守り活動の強化をおこないます。

また、地域ケア会議や認知症サポートネット活動等を通じて一緒に地域課題について考える機会を作ります。

10. 医療機関との連携について

日常における個別ケース支援について密な連携をはかり適切な支援をおこなうとともに、医療介護サポートセンターの協力のもと、定期的な研修開催や参加により連携を深めます。

また、三師会に対し地域ケア会議への参加を依頼し、専門意見を伺いながら個別ケースや地域課題解決に向けて一緒に取り組みます。

11. その他関係機関との連携について

高齢者虐待や消費者被害、支援困難ケース対応に関して警察との連携が増えており、今後も随時連携し適切な支援につなげるように努めます。

その他、地域ネットワーク構築に向けて必要に応じて連携を依頼することで、ネットワークの拡充に向けて取り組みます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員がセンターの運営方針や運営要綱、実施要領を十分に理解し、必要があれば事務マニュアルを確認しながら常時適正な運営に努めます。

また、運営に関して区への連絡、相談を随時おこない、指示を仰ぎながら適正な業務遂行をおこないます。

# 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：本山西部あんしんすこやかセンター

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

## 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活ができるように、高齢者を中心に地域住民や多職種連携をし、社会全体で支える地域作りを目指します。

そのため、本山西部あんしんすこやかセンターの運営方針や計画・目標を明確にし、全職員での共有化を図り、進捗状況を随時確認しあいながら、コミュニケーション力を高めながらセンター業務を計画的に遂行します。

個人情報保護法、福祉関連法規を遵守し、公正中立で適切な支援を行います。

圏域外にある事業者なのでフットワーク軽く、地域へ出向いての相談会を行います。

祝祭日や土曜日の開所、電話転送による24時間対応の運営体制を確保します。

4職種で午前・午後の当番を決め、常に電話や受付対応をします。

## 2. 職員の配置について

主任介護支援専門員1名 保健師1名 社会福祉士2名（加配職員含む） 地域支え合い推進員1名 プランナー2名 事務職員（パートを月～金配置）

すべての職員にセンターの役割及び業務全体を理解するように情報共有を密にし、お互いに連携・協力しながらチーム作りをしていきます。

## 3. 総合相談支援業務について

昨年度に引き続き、地域の行事に積極的に出向き、高齢者や担い手などから情報収集を行います、相談記録を有効活用して課題を分析し、センター内で情報共有を密にしていきます。高台にお住まいの方が相談しやすいように定期的に出張介護相談会を開催していきます。さらに職員の専門知識やスキルアップ出来るように研修の参加体制を整えます。

## 4. 権利擁護業務について

社会福祉士を中心に権利擁護全般（成年後見制度・虐待・拘束・消費者被害・特殊詐欺）において地域の集い場での広報や啓発を継続します。今年度も講義方式で情報提供や理解が深まる話ができるように努力していきます。

困難事例・制度につながらないケースでも適切な支援や制度につながるよう常に実態把握に努めます。

## 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民や困難ケースなど地域の事業者の声を反映し、地域ケア会議などを企画して地域の医療機関や関係機関との連携を図っていきます。

圏域の事業者とも連携を図り、支援困難ケースにはサポートティブな支援をしていきます。

地域の特色を生かし、事業者連絡会の開催して顔の見える関係性を構築し、ネットワークの強化を図ります。

本山西部

6. 介護予防ケアマネジメント業務について  
フレイル予防支援の普及啓発に重点におきます。地域での様々な健康作りや社会参加の取り組みの連携に努めます。  
地域の高齢者や住民に集い場作りの提案や介護予防のチラシ配布や説明会などで普及啓発に努めます。  
予防給付のマネジメント業務については適切なアセスメントをして利用者とともに目標を描き、自立した生活が出来るようにケアプラン作成をしていきます。
7. 地域支え合い活動推進事業について  
見守りや支援が必要な高齢者だけでなく、元気な高齢者にとっても、住み慣れた地域で孤立することなく、地域住民の居場所・活動の場作りを地域に出向き、努力します。  
①地域の居場所作りを検討する（岡本6・7丁目・西岡本6・7丁目）  
②地域ケア会議の充実を図る。  
③地域で開催されるふれあい喫茶、給食会、地域拠点型デイSなどに職員が交代で参加し、高齢者が安心して生活できる情報を発信します。
8. 認知症に関する取り組みについて  
認知症の人にやさしいまち「神戸モデル」の啓発・広報に努めます。  
認知症への正しい理解と知識を深められる企画を考えていきます。バラ公園ネットワークメンバーを中心に認知症の勉強会や行方不明者の発見を想定した声掛け訓練の実施をします。  
初期集中支援チームとも引き続き連携していきます。
9. 民生委員等地域との連携について  
民生委員や友愛ボランティアなどとの連携を図り、相談を受けたケースに対しては迅速に対応し、情報共有を図っていきます。また地域行事に積極的に参加し、顔なじみの関係をつくることで気軽に相談できるようにしていきます。
10. 医療機関との連携について  
日頃より地域の医療機関や病院連携室などとの連携を密に取り、在宅高齢者の介護・医療の支援が円滑に行える体制作りを努めていきます。薬剤師との連携や医療介護サポートセンターとの連携の強化に努めます。  
個別ケースを通してかかりつけ医との連携を深めます。
11. その他関係機関との連携について  
圏域内の居宅介護支援事業者や介護事業者などと連絡会などで信頼関係を構築し、連携を深めていきます。近隣住民・民生委員・老人会・婦人会・ふれあいまちづくり協議会・自治会・ボランティア・警察などとの連携の強化を図り、担い手の発掘をしながら関係作りをしていきます。
12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について  
あんしんすこやかセンターの運営方針やマニュアルの理解を深めるとともに、日常業務の中で徹底を図り、コンプライアンスを徹底した運営を進めます。  
高齢者に提供するサービスが特定の種類、または特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないように、広く情報提供を行い、利用者の意思決定を尊重します。

## 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 魚崎北部あんしんすこやかセンター

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

14年目を迎える地域包括の目指す重点目標計画は

- ① 高齢者への虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用等の権利擁護支援への早期対応。
- ② 認知症サポートネット「お魚の会」の更なる推進と声掛け訓練実施。
- ③ フレイル対策を含めた介護予防普及啓発事業の推進。
- ④ 地域包括ケアシステム構築の為、地域ケア会議の推進。
- ⑤ 単身高齢者・老々世帯の見守り、閉じこもりを防ぎ地域に出かけていけるよう、地域支え合い事業の推進。

以上5点である。

その為の支援体制は、休日・夜間帯も利用者と相談体制を構築する。また、休日・夜間帯に緊急連絡が入れば、すぐに職員の電話につながり、対応できるような連絡体制をとっていく。緊急事例については、区役所とも連携して対応していく。

平成24年度から地域診断を行い、認知症サポートネット「お魚の会」を立ち上げ、27年度から「地域ケア会議」を開き魚崎北部に地域包括ケアシステムを構築できた。

居場所のボランティア交流会の開催、魚崎のつどいばの冊子を作り、冊子をお店、病院、郵便局等40か所以上に設置してもらい連携ができた。魚崎の居場所に、把握できているだけで、延べ99名の新規利用者が来られた。ボランティアのモチベーションも上がり、今年度も更なる取り組みをする事となった。

センター内のいつも言っているのは「挨拶を徹底し、個人情報には注意しながら連携を図り、気持ちよく楽しく仕事ができるような職場にしていこう」

31年度センターのモットーは「迅速にかつ素早く対応できるチームワークの良い明るいセンター」である。

### 2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名配置。社会福祉士は昨年入ったが、介護業務の経験もあり、1年目からすでに戦力になった。センター職員同士の連携もとれており、30年度は虐待ケースや困難ケースも即座に対応し、緊急入所もさせた事がある。31年度も引き続いてセンター内連携をとりながら迅速に動けるセンターを目指す。31年度も内部会議や部門別研修等を行い、外部研修等を受け、業務にあたっていく。給付管理の1人30件制限もあり、介護予防専任者（プランナー）を常勤で1名と平成30年4月よりパート1名追加配置し、4職種とも、センター業務に力を入れていく体制を作る。

### 3. 総合相談支援業務について

地域行事、認知症サポートネット「お魚の会」、介護予防教室「元氣いきいき講座」、医療介護サポートセンターとの連携の市民フォーラム等で、高齢者の相談窓口としてセンターがある事や介護保険やインフォーマルな支援についても広報し、高齢者やその家族が、問題を抱え込まずに相談できるように地域に広める。また、相談対応は、担当者一人ではなく、センター職員のそれ

それぞれの専門性を生かし、検討し対応する。

虐待や困難事例等は、センター職員複数で対応する。

#### 4. 権利擁護業務について

権利擁護とは個人の生活・権利をその人の立場に立って命と生活を守る、本人としっかり向き合い、意思を受け止め、本人が主体的に生きる力を取り戻すための支援をすることであると捉える。

権利擁護が必要なケースの中には、客観的には支援が必要だと判断される場合であっても、本人がその必要性を感じていないケースが多く含まれる。また、虐待等やそれに準ずる困難ケースを見る限り、家族が必ずしも本人を代弁するとは限らないことから、本人の状態状況をしっかりアセスメントし、最も適切な支援に繋げることをしていく。その際、成年後見制度があるが、補助、保佐相当の制度活用も積極的に行なっていく。

センター職員が研鑽を積み、権利擁護に関連する制度の理解を深めることも重要である。成年後見制度や法テラスの制度は、司法専門職との協働をしながら、制度の使い方について学び、その情報をセンター内で共有する。また、事業所連絡会等を通じ、つながりのある事業所や支援者にも情報提供していく。さらに、地域住民に対して、権利擁護相談の窓口の案内、福祉サービス利用援助事業、成年後見制度についてのパンフレット等を配布し、説明の機会を折にふれて設ける。具体的には「元氣いきいき講座」の企画の中に、盛り込んでいく。高齢者虐待防止法における虐待についても啓発する場を設定する。消費者被害についても身近な情報をチラシ作成等で分かりやすく広報していく。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

一人ひとりの高齢者が安心して地域で暮らし続ける為に必要な資源、支援を広く集め、生活を統合的に支えていき、高齢者の心身や生活環境などの変化に応じて適切な支援を行っていく。その為に必要なのは、関係機関への支援、特にケアマネジャーに対する個別支援であり、ケアマネジャーの主訴や求めている支援、実施した支援など、関係機関やケアマネジャーの意見を聞き、「決して一人で悩んだりしない」ことを伝え、皆で困難事例等を共有するように支援していく。地域包括ケアに向けて、ケアマネ支援とネットワークを構築していく為に、ケアマネや事業者向けの連絡会や研修等を開催していく。

また、今年度も、地域包括ケアシステム構築の為に、「地域ケア会議」を開催していく予定である。

- ・第1回目 「認知症予防と認知症の方を地域で支えよう。」 7月
- ・第2回目 お魚の会と共催で「声かけ訓練」 10月
- ・第3回目 認知症の方の事例検討会 2月

その他、小地域ケア会議は、その都度開催していく。

サービス事業者連絡会は地域ケア会議終了後、年3回開催予定。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

1人ひとりの高齢者の心身の状態、家族状況、生活環境、経済状況、生活歴等広くアセスメントして、必要な支援を検討し、適切な支援を提供する。

要支援者や事業対象者だけでなく、フレイル予防対象者にも必要な支援を検討し、地域拠点型介護予防事業や地域の居場所などの紹介やフレイル予防の情報など、適切な支援を提供する。

31年度は「囲碁将棋オセロの会」「お花の会」をコミサボ事業として後方支援する。

今年度も「元気いきいき講座」を年2回実施予定である。内1回は、フレイル予防支援事業であるシンコースポーツによる「フレイル予防」を実施予定である。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・「元気な高齢者の居場所や活動の場づくり」で民生委員、友愛ボランティア、マンションの管理人や自治会などと共に連携・協働を図りながら高齢者が生きがいをもって生活できるような活動を行えるグループの発掘・担い手の発掘・グループの支援を行う。
- ・「ネットワークづくり」「地域づくり」で支援を要する高齢者を地域で早期に発見し、専門的な支援へ繋げるための住民同士の関係づくりを行う。
- ・神戸市の市民病院群から退院される対象者に対する安否確認体制の構築に、協力し対象者の実態把握に努めて情報提供を行う。
- ・地域で活動するボランティアの活動を積極的に進めるため、地域行事の紹介やセンターとの交流・情報提供を継続する。
- ・民間の事業者や商店へのあんしんすこやかセンターの周知を目指して広報活動を実施していく。
- ・コミュニティサポートグループの育成支援事業

「かしまし処」「お花の会」「囲碁将棋オセロの会」「つどいばめぐり」

##### ○魚崎つどいばめぐり

つどい場の冊子による啓発で平成30年度に、魚崎の居場所に、延べ99名の新規利用者があった。60～70代の人の参加が多かったことや冊子に乗せていた居場所や慰霊祭や防災訓練等地域の事を知らなかった人が多いことがアンケートより分かった。ボランティアのモチベーションも上がり、今年度も取り組みたいと色々な企画の意見が出たことから、今年度は、「魚崎つどいばめぐり」が、センター主催ではなく、居場所のボランティアや地域が中心となって取り組むものに移行させていきたいと考えている。その活動を通し、連携強化、センターの広報、神戸市の施策の広報、閉じこもりや介護予防、詐欺や消費者被害等の注意喚起などしていきたいと思う。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット「お魚の会」は8年目を迎え、センターに認知症に関する相談や地域からの情報が増えている。今後ご本人様やご家族様や地域の支援者の不安や負担が軽減するようサポートをしていく。

30年度は、「お魚の会」兼「地域ケア会議」として「声かけ訓練」を実施し、北青木、田中地区の参加者が少なかった為、31年度は、北青木で「声かけ訓練」を実施予定とする。

##### 31年度 認知症に関する取り組み実施予定

・7月「お魚の会」兼「地域ケア会議」：「認知症予防と認知症の方を地域で支えよう」公文の方による講演予定。

・10月「お魚の会」兼「地域ケア会議」：西青木総合会館にて「声かけ訓練」実施予定。

平成28年4月にオープンした認知症当事者が主催の認知症カフェ UME のつぶやきも軌道に乗り参加者も定着している。今年度も引き続き、その後方支援をする。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

- ・センター職員全員が地域行事などに出向き、定期的に行われる見守り連絡会(小地域連絡会含む)や毎月の給食会・喫茶に参加して、民生委員や地域の各種団体との交流を図り、専門性を活かした情報提供を継続して行う。また、その中で地域の状況や地域住民について把握する。
- ・センターでは把握しにくい、日中独居の方やマンションにお住まいの方の情報を婦人会・老人



会・自治会・マンションの管理人などと提携することで把握し、地域住民と共にコミュニティづくりを支援する。

- ・民生による高齢者見守り調査の実施と推進員による補足調査で高齢者台帳の作成を行い実態把握に努める。住所地ごとの単位見守りの強化を行い、民生・区社協・地域包括と連携を取り情報の共有を図る。
- ・見守り対象者の入退院情報が不明なままにならないよう、見守り対象者自らの連絡協力の依頼を行う。

#### 1.0. 医療機関との連携について

入退院時に病院と連携し、情報共有し一緒に対応を検討する事で、スムーズに在宅復帰や施設入所等支援が提供できるようにする。

また医療機関での研修や会議に参加し連携を強化していく。

#### 1.1. その他関係機関との連携について

地域の居場所、婦人会や老人会の行事に参加し、センターが相談窓口である事、介護予防、フレイル予防、認知症、神戸市の施策、インフォーマルの紹介、感染症や熱中症や詐欺などの注意喚起など、様々な情報を提供していく。

また地域役員（自治会、防コミ等）、婦人会、老人会、ボランティア等と連携し、情報提供と情報収集をして、必要な支援や取り組みを検討していく。

今年度はつどいばめぐりの冊子第2号を作成し、第2回の企画を検討し、さらに設置や配布の協力者を増やし、連携を強化していく。

成年後見制度の活用が増える中、司法専門職との連携は不可欠となっている。今年度も継続して、司法専門職との協働を通じ、事例を積み重ね、事例と後見導入検討のより適正なマッチングを図って行く。普段、関わりのある司法専門職の方々には地域ケア会議や地域での広報活動への参加依頼をし、個別事例だけの関わりでなく、顔の見える相談のしやすい関係を作っていく。またリーガルサポート等司法専門職団体からの研修会等への参加要請があった場合は積極的に参加する。

#### 1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険法令に従い、地域包括支援センターとして要支援・要介護状態にある高齢者、総合事業対象者に対し心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防プランの作成を行う。

事業の実施にあたっては神戸市介護保険課、東灘区保健センター、地域の保健医療福祉サービスと綿密に連携し、公正・中立な介護予防サービスの提供を目的とし連携を図っていく。

## 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 魚崎南部あんしんすこやかセンター

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

事業の公平性を重んじ公正中立を守るため、あんしんすこやかセンター運営要綱、事務マニュアルに準じ、センター運営評価上も適正な運営を行う。

また、夜間・休日においては職員の携帯電話へ転送により24時間相談対応できる体制をとる。様々な相談に対し円滑かつ柔軟に対応できるように毎朝で情報の共有と方針の検討を行い、担当者不在の中でもスムーズな対応が出来る体制作りを行う。

### 2. 職員の配置について

センター職員は資格、職歴、経験年数を十分に配慮し、国の人員基準に沿い4職種（看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士・地域支え合い推進員）を配置。

指定予防支援事業の適正化のために介護予防プランナーを3名に増員している。

権利擁護に対する相談も多く、法人加配で社会福祉士の2名体制を継続する。

「あんしんすこやかルームあ〜もんど」のルーム推進員とセンター事業を共有、センターとしての方針をたて、チームアプローチで地域課題に取り組む。

LSA事業についてはセンター全員で対応を行い、管理者が情報を集約していく体制とする。

### 3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者の総合相談窓口として、普段から軽微な事でも相談できる関係で、地域に根差したセンター運営を目指す。

総合相談支援業務を通して住民の様々な課題やニーズの把握を行い、地域のインフォーマルな情報を整理して適切な関係機関及び制度の利用、社会資源につなげる等の支援を行う。

- ・ 今年度より正式に土曜日を月に一回開所日とし、職員2名体制で対応させていただく
- ・ ゴールデンウィーク10連休中には2日間開所日を設ける。
- ・ 昨年度から継続している青木地区の地域ケア会議と連動して、青木地区に出張相談の場を開設することを具体化する。
- ・ 相談の記録をデータ化、積み上げをし、単発な支援でなく、継続的な対応をしていく

### 4. 権利擁護業務について

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない等、困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことが出来るよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

- ・ 高齢者虐待防止の手引きに沿った対応を適切に行い、常時行政や関係機関と連携を取りながらチームアプローチをしていく
- ・ 消費者被害についての情報を魚崎町防犯の情報ルートで啓発が出来るように、引き続き町協議会と話をしていく
- ・ 成年後見制度の勉強会を地域向けに行っていく

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその方らしい生活を維持するために必要な社会資源を適切に、切れ目なく活用できるよう多職種、他機関とのネットワークを利用しながら包括的・継続的ケアマネジメントを行っていく。

- ・ 医療機関との連携→こぶしの会、東灘区3師会、病院のMSW等との連携
- ・ 東灘区内の病院、施設、クリニック、センター、行政など様々な機関で働く保健師・看護職の連携会議に参加していく
- ・ 圏域内のケアマネ連絡会を、併設居宅を中心とした、圏域内の主任ケアマネージャーを中心に一緒に取り組んでいく
- ・ 圏域内事業者連絡会を3回～4回開催、その中で圏域内のサービス事業所、民生委員、など地域と事業者のつながりを強化していく。(事業者連絡会かわら版の作成)
- ・ 神戸市ケアマネージャー連絡会、各種関係機関と共同で研修開催
- ・ 支援困難事例への支援→ケアマネージャーと同行訪問、担当者会議への参加、地域ケア会議の開催をまずは併設居宅より事例を選定して地域課題化へ

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域で暮らす高齢者が要介護状態にならないように、具体的な生活目標をたて、対象者自身の意欲を引出すような自立支援を行う。総合事業が始まり、地域活動への参加と介護予防の取り組みがマッチングできるように個別支援とコミュニティ作り、社会資源の発掘を行っていく。

- ・ 手段としての介護保険制度の適切な利用を行い、自ら介護予防に取り組めるような動機づけを意識したケアマネジメント業務を行う
- ・ 介護予防につながる地域のインフォーマルサービスの整理・活用
- ・ 「いきいきはつらつ教室」を年に1～2回、3か所(日頃地域行事のないところ)で行い、介護予防啓発、閉じこもり予防につなげていく。
- ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながることを、広報を通して伝えていく

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

ひとり暮らし高齢者等の実態把握の個別支援と合わせて、地域住民との連携やコミュニティづくりの支援を強化し、地域全体での支え合いや健康づくりに取り組むよう支援する。

- ・ つながり通信を発信し、様々な人や、関係機関をつなげる支援を継続していく
- ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながるような視点からアプローチ
- ・ LSA対象住宅に対し、定期的に行事を開催し続ける
- ・ 青木地区では地域ケア会議の積み重ねから町の関係機関が垣根を越えて出入りできるようになったつどい場や、フェスタ等の取り組みを継続し地域に根差したものに
- ・ あんしんすこやかルームの活動を整理し、2年後の閉所に向けて自主活動や他事業への移行を検討、キーパーソンへのアプローチをしていく
- ・ 地域のつどいばを運営されている方々とのボランティア交流会の開催、うおざきつどいばめぐりの第2回の開催を行い、つどいばの周知、開催者のモチベーションの維持を行う

## 8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることが出来るように新オレンジプランに沿った取り組みを行っていく。

- ・ うおみな♡ ハートネット（認知症サポートネット）の活動を通して、地域へ認知症の理解を深めるための啓発活動を行い、やさしい地域づくりの推進に努める。
- ・ うおみな♡ ハートネット通信を作成して活動の報告を定期的に地域の広報紙のルートを通して発信していく。
- ・ うおみな♡ ハートネットの活動を通して認知症の協力店舗を増やすアプローチを検討とともに、今年度は「行方不明高齢者声掛け訓練」の開催を行う
- ・ オリジナルバッチを啓発ツールとして利用していく
- ・ 認知症介護者支援として、リフレッシュ教室、認知症家族の会、オレンジカフェと連携
- ・ 神戸市安心登録事業への登録、認知症診断助成制度、事故救済制度などの啓発活動
- ・ 圏域内の事業者関係者へキャラバンメイトの資格習得者を新規に開拓する

## 9. 民生委員等地域との連携について

地域のニーズや課題について地域住民自ら取り組んでいけるように、地区民生委員を中心とした個別支援だけでなく、自治会・老人会・婦人会等の地域団体と、協働し住民同士の支え合いネットワークを強化、一緒に高齢者支援を考えていける町づくりを目指す。

- ・ 事業者連絡会へ民生委員に参加していただき、各関係機関の専門職と一緒にテーマに合わせて検討を重ねて相互理解を図る
- ・ 今年度も引き続き青木地区で地域ケア会議を継続的に開催し、各種団体の垣根を越えた集まりの機会をもち地域のつながりを引き続き支援させていただく。
- ・ 魚崎町協議会や魚崎南ふれあいまちづくり協議会、魚崎町防災福祉コミュニティの会議の場等との交流の場を積極的にもち協働できる関係を維持、強化する。
- ・ 消費者被害では（魚崎）地域の防犯担当窓口との連携が出来、情報がスムーズに伝わる仕組みを町協議会に打診していく
- ・ 魚崎地域向けに身近な認知症をテーマにした地域ケア会議を今年度は 2 回行い魚みな♡ ハートネットの活動への理解へつなげる

## 10. 医療機関との連携について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには福祉系サービスと医療系サービスが連携し一貫した体制で提供される必要がある。保険・医療・福祉の質の向上のため、かかりつけ医や東灘区医師会・歯科医師会・薬剤師会との定期的な連携を行う。

- ・ 東灘区三師会との定期的な連携→こぶしの会への参加、認知症フォーラムへの参加
- ・ 医療機関の MSW、PSW との研修などを通して実践的な連携
- ・ 認知症疾患医療センターや、認知症初期集中支援センターとの連携
- ・ 地域ケア会議等へ積極的に医師の参加も呼び掛ける
- ・ 認知症サポートネットの広報に圏域内の医療機関の支援を受ける
- ・ 圏域内事業者連絡会への参加要請や瓦版のお届を行い、センターの活動を情報提供

### 1 1. その他関係機関との連携について

魚崎南部あんしんすこやかセンターが円滑かつ効果的に事業を実施していくために行政機関や医療機関、サービス事業者、居宅介護支援事業所、各障害団体、ボランティア団体、地域団体との積極的な関係作りが必要、様々な社会資源が連携し、協働できるようにネットワーク構築を担っていく。また区との連携を常時行いセンター業務の質の向上を目指す。

- ・ 各種連絡会・勉強会・会議への参加
- ・ 警察・民間事業者等との日頃からの連携
- ・ 東灘区ケアネットカフェに参加し、多職種、地域住民、各種団体との連携、積極的に地域で活動されている方にセンターから直接案内をしていく
- ・ 児童館との連携、世代間交流を通して高齢者支援を地域全体で考える機会をもつ
- ・ 認知症サポートネットの活動から、地域の商店などさまざまな社会資源とつながっていくきっかけを見つけていく。
- ・ うおざき障害者地域生活支援センター主催の共生社会を目指した地域のよろず相談窓口「うおざきご近助さん」の活動に協力させていただき、8050 問題等の高齢者だけでは解決できない総合相談などの地域の身近な相談窓口からつなげていく

### 1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

魚崎南部あんしんすこやかセンターの運営にあたっては、その運営が常に運営協議会の関与、地域の医師に基づいて行われるものであることを十分に認識し、公正・中立な業務を遂行する。

- ・ 正当な理由なく特定の事業者の利用に偏らない
- ・ 特定の事業者が提供するサービスを不当に利用者に押し付けない
- ・ 利用者自身が選択を出来るように十分に情報提供、説明を行い、自己決定を促す

## 平成31年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名：住吉北部あんしんすこやかセンター

平成31年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・営業時間 9時～17時30分 月曜日～土曜日（日曜日及び12月31日～1月3日は休）  
営業時間内では、概ね輪番制で電話対応等する。  
また、営業時間内にあんしんすこやかセンター職員が訪問・会議等で外出する場合には、介護予防支援担当ケアマネジャーや同一施設内の職員と連携するなど協力を求める。
- ・営業時間外の夜間・休日における連絡体制は、同一施設内の事務職員、管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする連絡体制を整える。

#### 2. 職員の配置について

社会福祉士	2名
主任ケアマネジャー	2名
看護師	2名
地域支え合い推進員	1名
あんしんすこやかルームどんぐり職員	1名
介護予防支援担当ケアマネジャー	3名

#### 3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、センターの広報に努め、センター職員がチームで情報を共有し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

(業務内容)

##### ① 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

##### ② 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行う。

##### ③ 総合相談としての機能について

地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットやせせらぎ通信等広報誌を発行し、広報啓発をしていく。

相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

住吉北部

#### 4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活出来るように専門的・継続的な視点を持って支援を行う。

(業務内容)

##### ① 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供していく。また、相談や被害にあった場合は、神戸市に迅速に報告すると共にクーリング・オフ制度を有効に活用する等していく。

##### ② 成年後見制度利用の活用等

成年後見制度を広報するために、地域住民が主催する会議等でパンフレットを用いるなどで説明する。また、認知症、精神障害者等の事由で財産管理や契約等が困難で後見制度が必要なケースについては、神戸市成年後見支援センター及びこうべ安心サポートセンター、たんぼぼ、リーガルサポート、ぱあとなあ兵庫等関係機関と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

##### ③ 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、東灘区虐待防止パンフレット及び早期発見チェックリストを配ること。さらに年1回は虐待事例のケースカンファレンスを実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者虐待の通報があった場合は、センター職員間で検討した上で神戸市虐待対応のマニュアルに従い、速やかに区あんしんすこやか係に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、朝礼や月1回の事例検討を目的としたケースカンファレンスにて現在の虐待・困難事例の実態を報告して、職員間の情報共有を図る。

##### ④ 困難事例への対応

認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し情報の共有を図り、適切に対応する。

##### ⑤ 災害時等緊急時の対応

要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるよう日頃から利用者の連絡先等の情報を管理する。また、緊急時には速やかに神戸市と連絡調整し必要な対応が出来るよう関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

また、防災福祉コミュニティ等と連携し、平時より地域で見守り支え合えるよう顔の見える関係づくりを進める。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携を図る事により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(業務内容)

##### ① 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

・住吉北部地区地域ケア会議を随時開催し、圏域内の介護支援専門員をはじめ、地域住民・居宅サービス事業者・医療機関・民生委員児童委員等に参加を呼びかけ、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法を検討していく。その際には、介護と医療等と多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会、薬剤師会、医療介護サポートセンター等に協力を働きかける。

##### ② 介護支援専門員の個別支援

- ・住吉北部地区圏域の利用者を担当している介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時会議を開催するなどしてケアマネジメント支援を行う。
- ・東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。また圏域内の介護支援専門員の情報交換会を随時開催し、介護支援専門員を支援する。

## 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

全職員が介護予防ケアマネジメントに関する制度や目的を正確に理解して、生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して、自立生活ができるよう適切な支援を行なう。特に地域診断に基づき、渦森台を重点的に居場所づくりを目指し、健康であるためにフレイル対策の3つの柱（栄養・身体活動・社会参加）を広めていく。

要支援認定者及び事業対象者数 360名程度

(業務内容)

### ① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・初期面接
- ・課題分析

生活状況を把握するためのアセスメントシートを用いて、生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・介護予防プラン（介護予防サービス支援計画・マイケアプラン）の作成

利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。

- ・サービス担当者会議

情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。

- ・モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点に評価分析をしていく。

- ② 要支援者及び事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。
- ③ 委託事業者への適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。
- ④ 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。
- ⑤ 地域の実情に応じて、自然と介護予防につながる環境づくりをしていく。特に地域住民自らが「つどいの場」づくりを行える仕組みを構築していく。

## 7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図ると共に地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的とする。

特に今年度も昨年度に引き続き地域診断に基づき、渦森台地区を重点に渦森台会館を活用するなど拠点づくりをする。



## 8. 認知症に関する取り組みについて

以下に事業を推進する。

- ① 神戸市認知症のやさしいまちづくり条例の推進を図り、特に行方不明になる心配がある高齢者を支援する見守り支援等で、神戸市安心登録事業を推進する。
- ② 昨年度に引き続き、住吉本町を拠点として、認知症サポートネット構築事業「サポートネット住良本町」で、認知症の方が住みよい街づくりを推進するために、特に認知症理解と予防の関心が高まるよう年に3回程度催しを開催する。
- ③ 来年度渦森台小学校地区で声かけ訓練が開催できるように、地域住民の皆様が認知症の理解を深める研修会を開催する等準備を進めていく。

## 9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員や友愛ボランティア等との連携を図り対象高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

(業務内容)

- ・住吉中部及び住吉北部小地域支え合い連絡会の開催及び民生委員児童委員の連絡会及び友愛ボランティア連絡会に参加
- ・一人暮らし老人・老老世帯の見守り活動の連携
- ・地域のふれあい喫茶等行事及び渦が森プラザ等の地域住民主催の会議に参加

## 10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、緊急時でも必要な医療が受けられるようにし、サービスについての情報交換やケアカンファレンスに必要な医療情報を得る。また、地域ケア会議及び地区ネットワーク会議等に参加を呼びかけ、多職種協働体制ができるように働きかける。

さらに、医療介護サポートセンターの会議や研修に参加し、必要な情報が得られるように連携を深めていく。

## 11. その他関係機関との連携について

昨年度と同様に住吉北部圏域を住吉本町、住吉山手、住吉台、渦森台の4地区に分けて、それぞれ地域診断に基づき課題を抽出し分析を続ける。特に住吉台及び渦森台については昨年度に引き続き定期的に井戸端会議を開催して住民の声を傾聴し課題を整理する。そして、必要に応じて自治会、老人会等住民自治組織を始め、警察等との公的な機関や医療機関・サービス事業所と連携を深め、地域ケア会議を開催するなど必要な課題が解決できるように、情報を共有していく。

また、ルームどんぐりが32年度で補助金の支給が終了となり、見守り推進員が配置できなくなるため、自治会や老人会等住吉台にある地域の住民団体と連携して、住民主体の組織づくりができるように働きかける。

## 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- (1) センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重

- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- (2) 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止  
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

## 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：住吉南部あんしんすこやかセンター

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

社会福祉法人二人同心会を運営母体とし、法人の協力を得ながら、公正・中立を基本理念とし、地域に密着した事業運営を継続的に行う。

営業時間は月曜日～土曜日(祝日含む)の9時～18時とし、突然の相談来所、電話相談にも対応できるような体制をとる。また、休日や時間外の電話対応については、同一法人運営、同一建物内併設の特別養護老人ホームセラヴィへ転送され、第一報は特養職員が対応、必要に応じてセンター職員に連絡するよう周知しており、今後も24時間の相談体制を維持・継続する。

### 2. 職員の配置について

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員、各1名を常勤専従にて配置。各事業に対し、4職種が各々の専門性を活かし、センター圏域内・外の情報共有が迅速にできるよう、こまめにミーティング等を実施し、チームアプローチ実現に努める。

### 3. 総合相談支援業務について

地域における総合相談窓口として、介護保険制度・介護保険外の様々な制度や集い場の情報等を豊富にもてるよう情報収集を常に心がけ、常にセンター職員内で情報共有を行う。

また、センターが総合相談窓口であることを圏域内に広く周知できるように働きかけを行う。

### 4. 権利擁護業務について

権利擁護に関する相談や通報に対しては、迅速で的確な対応が出来るように職員間の理解や情報共有を徹底し、行政および関係機関と随時連携していく。特に虐待については、関係機関と連携を取り、役割分担をうまくとれるような体制づくりができ、早期解決遂行を目指す。

センター職員が研修会等に参加するなどし、自己研鑽に努め、さらに専門性を高めると共に他の専門職とのネットワークを活かし、より専門性の高い支援、必要適時の対応を目指す。

### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントの実践をスムーズに行えるように、今年度もセンターとしての支援を継続して行う。

区内の他センターや三師会等とも協力し、事例検討会や認知症についての研修会等を年に数回開催。地域の居宅介護支援事業所介護支援専門員との連絡会や研修会等を開催し、関係機関の情報提供、意見交換等の場の設定を行う。また、個々の介護支援専門員に対しても必要に応じて相談を受け、しかるべき対応を実施、該当介護支援専門員が利用者に対して包括的・継続的ケアマネジメントを提供できるようにサポートする。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握できるように、関連機関と連携し、必要・適切な支援につなげるように努め、地域診断に基づき地域を選定、地域の特性に応じて介護予防の取り組みが行えるようにする。

また、個別対応については、マニュアルを遵守し、適時適切に対応、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員による見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士で支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

また、単身高齢者、高齢者世帯についての実態を把握し、地域の民生委員をはじめ関係者と協力し、見守り体制構築に努める。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症地域支援推進員を中心に認知症に対する理解を地域に広める活動に取り組む。認知症サポートネットの継続と2021年度からの地域ケア会議への移行等への取り組みの実施。また、継続的には認知症に関する情報収集、適時の情報提供を実践する。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員との情報交換や連携を図るため、地域見守り連絡会への参加や地域ケア会議の開催を実施する。また、地域住民の主体的、相互的な支え合いができるように、マンション等集合住宅で住民交流会等の開催支援を行い、見守りのネットワーク構築を側面的に支援していくために啓発活動の継続実施に努める。

個別相談については、迅速、適切、親切に対応し、住民からの信頼を得られるようにする。センターの様々な取り組みについて情報を発信できるようしくみづくりを構築する。

10. 医療機関との連携について

地域の医師会や歯科医師会、病院地域連携室と積極的に情報交換を行うとともに研修会等を開催し、地域の高齢者、その高齢者を支える介護支援専門員等と医療機関がそれぞれ円滑に連携できるように側面的に支援をしていく。医療介護サポートセンターとは、協力を密にしてさらに連携強化を図っていく。

11. その他関係機関との連携について

地域見守りやセンター行事等で活動するボランティア交流会や勉強会を開催し、活動の継続を支援する。センター職員だけでなく、地域全体で課題認識できるように地域ケア会議の実施に取り組み、個別課題から地域の課題を見出せるように努める。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員が法令や運営基準・運営要綱について十分理解し、遵守に努める。また、適切な情報提供に基づき利用者の意思決定がなされているか、正当な理由なくサービス提供が特定の事業者へ偏っていないか等を常に検証し、公正かつ中立な業務の運営に努める。

## 平成31年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：御影北部あんしんすこやかセンター

平成31年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

#### (1) 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

#### (2) 営業時間について

営業時間 9時～17時30分（日曜及び12月31日～1月3日は休み）

営業時間内に緊急対応等で訪問等外出する場合は、同一施設内職員との連携協力により対応する。

また営業時間外の夜間・休日等24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする緊急連絡体制を整える。

#### (3) 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

#### (4) ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時、迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

#### (5) センターの広報

地域住民、民生児童委員、関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

#### (6) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

### 2. 職員の配置について

社会福祉士	1名
主任ケアマネジャー	1名
看護師（認知症地域支援推進員 兼務）	1名
地域支え合い推進員	1名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名

### 3. 総合相談支援業務について

総合相談・支援及び権利擁護の業務は、地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

#### (1) 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

#### (2) 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行なう。

#### (3) 総合相談としての機能について

・地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットや広報誌等で啓発していく。  
・相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

### 4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活が行うことができるよう、専門的・継続的な視点から等の支援を行う。

#### (1) 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供していく。また、相談や被害にあった場合は、クーリング・オフ制度を有効に活用できるようにし、迅速に神戸市に報告する。

#### (2) 成年後見制度利用の活用等

センター職員の理解を深め、神戸市成年後見センター及びこうべ安心サポートセンター等と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

認知症、精神障害者等の財産管理・契約等の手続きを支援・保護するための成年後見制度の相談や活用できるように援助を実施していく。

#### (3) 虐待への対応

高齢者の虐待を防止や早期発見のために、東灘区虐待防止パンフレットを配ること。さらに虐待事例のケア会議を実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者の虐待の通報があった場合は、職員間での検討をした上で、神戸市虐待対応のマニュアルに従い、すみやかにあんしんすこやか係に報告し、コア会議を開催等で情報共有を図り対応する。また、事例検討会にて現在の虐待事例の現状と課題・方針を職員間で討議し共有を図り対応している。

#### (4) 困難事例への対応

認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し、情報の共有を図り、適切に対応する。

#### (5) 災害時等緊急時の対応

要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援について、迅速に対応できるよう日頃から利用者

へ連絡先等の情報を管理する。また、緊急時にはすみやかに神戸市と連絡調整して、必要な対応ができるよう、関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

##### (1) 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

神戸市における地域ケア会議の目的に沿って、御影北部地区の地域包括ケアを推進していくために、御影北部地区地域ケア会議及び御影北部地区ネットワーク会議を圏域内の居宅サービス事業者・医療機関・民生児童委員等に参加を呼びかけ随時開催し、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法を検討していく。その際には、介護と医療等多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会、薬剤師会等に協力を働きかける。

また圏域内のケアマネジャー情報交換会を随時開催する。

##### (2) 介護支援専門員の個別支援

- ・ 御影北部地区の介護支援専門員の個別相談には随時対応する。また、特に支援困難事例については、随時会議を開催するなど、ケアマネジメント支援をする。
- ・ 東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行なうことにより、要支援・要介護状態の予防をし、高齢者の自立した生活の支援を行なう。

対象者： 要支援（1.2）・事業対象者（※神戸市介護予防・日常生活支援総合事業）

対象者数： 230 名程度

##### (1) 介護予防ケアマネジメント

- ・ 初期面接
- ・ 課題分析  
生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。
- ・ 介護予防プランの作成  
利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。
- ・ サービス担当者会議  
情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。
- ・ モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価  
事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点に評価分析をしていく。

##### (2) 要支援者・事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。

- (3) 委託事業者への適正な介護予防支援・介護予防マネジメント業務業務について助言していく。
- (4) 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。
- (5) 閉じこもりについては、自治会・民生児童委員等関係者と常に連携をして、個々の利用者に対応していく。
- (6) 介護認定・事業対象者非該当となった高齢者について、連絡をして、適切なフォローアップを行なう。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

「神戸市認知症のひとにやさしいまちづくり条例」に基づく施策に沿って業務を行う。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて必要な医療・介護等が受けられるよう、認知症の人や家族等への相談支援を行う。

そのため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、認知症初期集中支援チームとの連携、また介護サービス事業所や地域の支援者との有機的な連携体制を構築し、認知症カフェ等の開催支援や認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の普及啓発に努める。

認知症サポートネットワーク構築支援事業については、介護施設や警察、また地域の民生委員や認知症家族の会、商店等、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりのため、「笑顔をつなぐネットワーク会議」を定期的に開催し意見交換や課題討議を実施している。またそのネットワークを通して地域力を生かし、地域の集いの場となっている認知症カフェ「えがお喫茶」の運営協力と支援を行う。

ライフサポート研修の開催を企画・実施することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員や友愛ボランティア等との連携をはかり、一人暮らし高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

#### 10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、随時、必要な医療が受けられるようにする。東灘区医療介護サポートセンターから発刊された「東灘区医療介護支援マップ」を活用し、多職種連携の構築に役立てていく。

#### 11. その他関係機関との連携について

地域連携を進めるために、サービス事業者等の機関だけでなく、自治会、婦人会、老人会等住民自治組織を始め、警察や消防署等との公的な機関とも連携を深め、必要な課題が解決できるように、情報を共有していく。



## 1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

### (1) 公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- ・ センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・ 利用者・事業者への適切な情報の提供
- ・ 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- ・ 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

### (2) 公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- ・ 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- ・ 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- ・ 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止  
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- ・ センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- ・ センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・ センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- ・ センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

## 1 3. その他の主たる事業について

### (1) あんしんすこやかセンターの広報・啓発について

地域行事などに参加し、センターの広報啓発を実施していく。またセンターや地域行事に関するチラシを発行し、地域住民への広報・啓発につとめる。

### (2) 災害時における、要支援者への支援のためのネットワーク作り

サービス事業者や地域の関係団体と連携し、災害時における要介護者の支援のためのネットワーク作りを進める。防災福祉活動のネットワークである「絆の会」とも連携していく。

### (3) 介護リフレッシュ教室の開催について

認知症介護家族等、要介護高齢者を介護している家族を支援する介護リフレッシュ教室を計画的に開催する。悩みや不安を抱え込むことなく、介護をしている家族や関係者での情報交換・交流等で日頃の負担軽減や健康づくりを行い、在宅生活の維持向上を図る。

広報については、参加された方には再度案内を送付するとともに、圏域内のケアマネジャー等を通して必要な方々に情報が行き渡るように、広報啓発を行う。

### (4) 職員資質の向上への取り組み

- ・ 業務の管理体制を適宜見直し、複数で互いに業務が適正であるかどうかチェックできるようにする。また組織的に管理者への報告・稟議がなされるよう徹底する。
- ・ チームアプローチを実施していくために職員間及び職種間の連携を第一にしていく。
- ・ 相談援助力を高めるために、事例検討会等にて、支援困難事例等を検討していく。
- ・ 必要な研修会に参加するなど、多機関からの情報収集を図る。

### (5) 地域での具体的な取組について

- ・ 全地域の自治会・老人会との関係が深まるようにする。
- ・ 地域で開催される夏祭り等地域行事に参加して、協力支援体制を構築する。
- ・ 御影北プラザや渦が森プラザに参加するなどして、自治会等地域の機関との関係を構築し、

地域課題について、関係機関と一緒に解決できるように話し合っていく。

- ・ 介護予防普及啓発に努め、御影地区、御影北地域福祉センターで行っている介護予防教室「御影北元気アップ」や「うたごえ喫茶“ぐっち”」の開催支援を継続する。介護予防・住民相互の見守りが行えるコミュニティづくり、自主的なグループ活動に繋がるよう支援する。
- ・ 鴨子ヶ原地区、月1回友愛苑で行われる介護予防教室「元気アップクラブ」への開催支援を行い、センターのちらしを配布する等して、広報啓発していく。
- ・ その他御影・御影郡家地区、御影山手地区にて行われている「喫茶あじさい」「西平野ふれあい喫茶」「西平野シニアフレンズ」「喫茶ひだまり」「うたごえゆづるは」「木曜会」「ほっとカフェ」など、喫茶や給食会等の地域行事への参加、福祉サークルりん（ボランティアグループ）、御影北ふれあいのまちづくり協議会の行事協力等後方支援を行っている。

## 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 御影南部あんしんすこやかセンター

---

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会を設置主体とし、法人の全面的な協力を得ながら、地域包括ケアシステムの充実をめざし、高齢者が住みなれた地域の中で尊厳を保ち安心してその人らしい生活が継続できるよう、地域支援事業、神戸市介護予防・日常生活総合事業を行う。そのために、

- ① 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って特定の種類やサービス事業者に不当に偏ることなく公正中立に行うことを旨とする。
- ② 苦情に対しても適切に対応し、内容に応じて速やかに行政報告などの対応を行う。
- ③ 個人情報の保護、介護保険法、労働基準法など関係法令順守に関しては担当者が定期的に確認を行う。
- ④ 地域に開かれた公的な総合相談窓口として定められた専門職を配置し、常に相談を承れるよう万全の体制で臨む。
- ⑤ 休日夜間においては、センターの携帯電話にて24時間の相談受付を行う。緊急時には担当者から運営管理者に連絡を入れ、指示命令に従って速やかな対応が取れる体制をおく。
- ⑥ また災害発生時などは、可能な限り法人全体で緊急体制を組み、行政の指示を仰いで迅速な地域支援を行う。

### 2. 職員の配置について

資格・経験・適性等を十分に考慮した上で、国で規定された「保健師等」「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」の3職種とともに、「地域支え合い推進員」を常勤専従にて配置し、これら4職種が協働でチームアプローチにあたる。そのために、

- ① 各職種が各々の専門性を活かしつつ、地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携しながら、チームとして業務を実施できるよう情報の共有を十分に行う。
- ② それぞれの専門性の向上を図るため、職員に積極的に研修参加する機会を設ける。
- ③ 指定介護予防支援事業者としては、上記4職種の職員による兼務体制を取るとともに、予防業務を中心に行う介護支援専門員を必要数配置して、予防給付ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに必要な要員の確保を行う。
- ④ 各職員の業務量などを常時把握して、センター業務が担える有資格者の加配職員を配置する。
- ⑤ 「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に関する相談業務を強化する。

### 3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

そのために、

- ① 地域住民が早めに気軽に相談できるように、地域の集まりや学校（高校）などに出向き、PTAなどを対象にセンターの周知を行う。
- ② センターのみならず、地域住民が身近な場所で気軽に相談が出来るよう、圏域内の市場や居場所等で出張相談の機会を持つ。
- ③ 地域の関係機関やネットワークの活用・個別訪問・家族・近隣住人等からの情報収集、センターへの来所相談等により、高齢者や家族の心身や生活状況について実態把握を行い、適切に相談対応を行う。
- ④ 地域からの様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- ⑤ 自殺念慮や精神疾患、経済困窮、家族問題など専門的対応が必要な場合には、緊急性の判断を行い、必要に応じて区あんしんすこやか係や専門機関と連携し、個別の支援計画により初期段階から専門的継続的対応をする。
- ⑥ 地域の様々な機関や団体を把握し、ネットワークの構築を図るだけでなく、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。地域に出向き顔の見える関係作りに努める。
- ⑦ 認知症関連の相談が増加しており、相談内容から課題抽出、地域ケア会議での検討、専門機関を含めた多職種でのアプローチ等により適切な支援を行う。

### 4. 権利擁護業務について

センター職員は「権利擁護」の視点に基づいて関わることの重要性を認識し、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用して、認知症や精神障害なども含め、地域の高齢者及びその家族の尊厳ある生活の維持を図っていく。そのために、

- ① 成年後見制度利用のための申立て手続きへの支援や、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動。
- ② 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待等の事例を把握した場合、速やかに適切な対応をとる。具体的には『高齢者虐待の対応の手引き』に沿って行政との連携により、早期発見・相談・通報・届出・情報収集・コアメンバー会議の参加・ケース検討会議・モニタリングなどの対応を行う。
- ③ ケアマネジャーや関係機関に対して、虐待の早期発見・早期対応に関する研修会を実施する。
- ④ 虐待などで措置入所が必要と判断された場合に、市区町村に老人福祉施設等への措置入所を求める。
- ③ 高齢者虐待の防止について、パンフレット等を活用して市民への啓発を行う。
- ④ 処遇困難事例に対し、ケアマネジャーも含めて専門職種が相互に連携し、センター全体として支援を行う。
- ⑦ 消費者被害の防止に向けて、高齢者だけでなく地域住民や事業者等にも積極的に情報提供し、消費者被害に対する意識の向上を図る。

## 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域包括ケア体制の構築に向けて、多職種連携による、施設・在宅・入院入所などを通じた、地域における包括的・継続的なケアマネジメント支援を行う。そのために、

- ① 多職種連携の視点を重視し、地域の介護支援専門員と、医療機関をはじめ関係機関、サービス事業者や地域の介護保険外サービス機関との連携を支援し、協力体制を整備する。
- ② 介護支援専門員はじめ関係機関に、適時必要な情報発信を行う。
- ③ 圏域内の介護支援専門員同士のネットワーク会議（えがおの会）を定期開催し、情報共有や顔の見える関係作りに努め、地域の中で良質なケアマネジメントが行える支援を行う。
- ④ 支援困難ケース等について相談助言を行うとともに、他の専門機関とも連携し、事例検討会や研修会等を実施するなど、地域の介護支援専門員の資質の向上を図る支援を行う。
- ⑤ 介護者への支援として、介護者等が楽しみを持って参加できる介護リフレッシュ教室を開催する。
- ⑥ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざして、認知症の早期発見や、認知症の方を地域で支援できることを目標に、「澤の井ネットワーク」を関係機関や支援者と一緒に定期的に開催する。また、認知症サポーターの養成を圏域内の高校等で開催する。
- ⑦ 地域特性を把握するために地域診断を実施し、地域の強みや弱みを抽出し、住民ニーズおよび地域課題の把握につなげる。
- ⑧ 地域課題の解決を目的に、圏域内での地域ケア会議を開催する。ケア会議の案件により「澤の井ネットワーク」と「えがおの会」の合同開催を行い、介護支援専門員から提出された事例等をもとに、個別課題の集積から地域課題を抽出し、解決に向けた取り組みを実施する。
- ⑨ 43号線より南地域では買い物の不便さや居場所がないことから、高齢者が孤立する傾向が見られ地域ケア会議でも検討を重ねてきた。今年度は同地域内で、毎週定期的に野菜販売を地域の高齢者施設、障がいのNPO、自治会等地域住民らとの協働で展開する。さらに野菜販売を通して地域住民の異世代交流が出来る居場所づくりを目指す。また、異世代交流のツールとして「本」を活用して、住民主体で子供への読み聞かせなども企画し、センターは後方支援を行いながら、住民と共に地域の活性化を目指していく。
- ⑩ 地域の集い場（認知症カフェ）として「ちょっと寄ってね西町会館」のサロンを地域住民と協働して継続実施する。また、グループホームなど地域の認知症関連施設からの参加や、地域の医師や関係者なども気軽に立ち寄り交流や情報共有を行う。西町会館がバリアフリー化工事をされたことから地域住民の居場所としての関心も高まっており、地域の中で子供から高齢者まで多彩な活動の可能性が広がってきている。加えて住民同士の見守り機能の役割も果たしており、今後も情報共有を行う。

## 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

予防給付に関するケアマネジメント業務および地域支援事業における介護予防事業において、高齢者が自ら出来ることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、さらに健康寿命を延ばすことを目的に、高齢者自身の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指した支援を行う。介護予防・日常生活支援事業が円滑に進むためにセンター内の体制を整備する。

- ① 地域における介護保険外の様々な社会資源（老人クラブ、ボランティア活動、地域における健康づくりや交流促進のための活動等）を活用し、非該当者から要支援者に至るまでの連続

的で一貫性のあるケアマネジメントを目指す。

- ② 要支援認定を受けた高齢者および事業対象者を対象として、必要に応じ生活行為について具体的な目標を設定した支援計画を作成するとともに、介護予防に資するサービスの提供を確保し、その効果を評価して計画の見直しを行う。またそれ以外の支援の必要性が高い高齢者等の把握に関しても、相談や関係機関との連携を通して行う。
- ③ 御影塚町エリアの住民を中心にした健康プログラム「東明会館にぎやかプロジェクト」が、地域住民と大学の協働事業として実施され、センターは側面支援を行ってきた。この中で学生による「元気もりもり御影体操」が塚町エリアの住民協力のもとご当地体操として誕生した。介護予防につながる運動として側面支援をしていく。
- ④ 昨年度から老人会が主体となり実施している、御影中町の大手会館（自治会館）の「歌♪をご一緒に」が継続できるよう側面支援を行う。
- ⑤ 居宅介護支援事業所に予防給付・介護予防ケアマネジメントに係る業務を一部委託した場合において、その支援計画原案を確認し、センターが最終責任を負う。
- ⑥ 居宅介護支援事業所の行う介護給付のケアマネジメントと介護予防マネジメント相互の連携を図る。

## 7. 地域支え合い活動推進事業について

これまでの地域見守り推進事業において培った地域との信頼関係を土台として、行政や地域と協働しながら、センター圏域の特性を尊重した地域住民同士の支え合い活動を支援する。また、2層目のコーディネーターとしての役割を意識し、圏域内の情報収集と整理を行い及び圏域を超えた区内のネットワークのなかで情報共有を行い、地域性を活かした住民主体型の支え合いの地域づくりを目指す。そのために

- ① 地域支え合い活動の推進に関する業務を行う。
- ② 生活支援・介護予防の基盤整備に関する業務を行う。
- ③ 地域見守り活動の推進に関する業務を行う。
- ④ 圏域内の地域ケア会議における協議体の役割を担う。
- ⑤ コミュニティサポートグループ育成に関する業務を行う。
- ⑥ ひとり暮らし高齢者等実態調査に関する業務を行う。
- ⑦ 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務を行う。
- ⑧ 地域のプラザをはじめ活動団体および事業者等との連携を行う。  
御影にある八つの老人会の会長と定期的に意見交換の場を持ち、老人会の課題や今後の方向性などについて話し合いを継続する。
- ⑨ 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修会への参加。

## 8. 認知症に関する取り組みについて（認知症の人にやさしいまちづくり業務）

- ① 認知症になっても安心出来る地域を目指し、地域住民や徘徊SOSネットワーク、認知症サポーター養成などを通して、警察、郵便局、コンビニや商店街をはじめ地域の関係機関との連携を深める。
- ② 認知症地域支援推進員等を中心に、現在、御影中部地域とセンターが連携し、住民主体で行

われている「認知症予防と支え合いのまちづくり運動」の活動を側面的に支援する。

- ③ 認知症疾患医療センターや認知症サポート医との連携を持ち、地域住民からの相談があった場合にも適切な情報提供が出来るようにする。
- ④ 認知症初期集中支援事業や神戸市高齢者安心登録事業を積極的に活用し、早期対応に務める。
- ⑤ 地域住民に向けて西町会館等の集会所で「神戸モデル」の勉強会を行い、認知症の理解と徘徊模擬訓練に繋げていく。
- ⑥ 認知症の相談事例から必要に応じて、個別課題から地域課題の抽出を行い、地域ケア会議で課題解決に向けた検討を行う。

## 9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域との連携は、地域におけるネットワークづくりや実態把握、虐待事例や認知症の早期発見等において欠くべからざるものであるという認識のもと、地域住民の主体的な取り組みを尊重しつつ、さらなる連携の強化を図っていく。そのために、

- ① これまで培ってきた民生委員や地域組織からの信頼を覆すことのないよう、相談を受けた事例に対しては速やかに対応し、途中経過も含め顛末について確実に報告を行う。
- ② 民生委員とはスムーズな連携を目的とした担当地域のヒアリング等を実施し、見守り活動が円滑に行えるように支援を行う。
- ③ プラザや地域行事に対して積極的に参加し、可能な限り協力をする。
- ④ 自治会などの互助活動から出てきた課題を把握し、一緒に取り組みを実施する。
- ⑤ 地域住民が閉じこもることなく、自主的に仲間作りが出来る「場」作りを支援する。
- ⑥ 保健・福祉・医療のサービスや制度についての勉強会などを企画運営する。
- ⑦ センターの役割や機能等について、広報誌等の媒体により情報発信を行う。
- ⑧ 地域支え合い連絡会など民生委員との定期的な連絡会を開催する。また、毎月の定例会の開始前に情報交換を行う。
- ⑨ 「熱中症」など、自宅内で起こりやすい高齢者の事故について予防啓発を行う。
- ⑩ 宅配業者や新聞店など、民間事業者との見守りに関する連携を深め、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域の見守りにつなげていく。
- ⑪ 災害時における要援護者支援について、行政はじめ地域の関係機関と連携を持つ。
- ⑫ 独居、高齢世帯等だけでなく、同居家族で気になる方があれば連絡をもらうようにする。民生委員には地域住民が見守りの自助（見守られる人が自ら発信できるなど）を高められるよう情報共有を行い方策の検討を行う。

## 10. 医療機関との連携について

高齢者が安心して地域で暮らし続けていくためには、保健・医療・福祉サービスが一貫して提供されることが必要あり、特に在宅と病院・施設の間を行き来する高齢者のためには、これらの中での連携が重要となる。そのために、

- ① 地域の医療機関や医師などを適時訪問し、カンファレンスの実施、研修会への積極的な参加等により、出来るだけ顔を合わす機会を持つようにし、互いに「顔の見える関係」を構築する。

御影南部

- ② 地域の介護支援専門員も参加する医師会との連絡会を実施する。
- ③ 医療機関との情報交換や共有が限られた時間の中で出来るだけスムーズに行えることを目的に相互理解を深められる会議等を開催する。
- ④ 認知症の相談があった場合は、専門医療機関や神戸市認知症初期集中支援チーム、神戸市認知症疾患医療センターなどの情報提供や連携を行う。
- ⑤ 医師だけでなく、歯科医師や薬剤師、看護師、MSW、PT・OT等とも積極的に情報交換・情報共有の機会を持つようにする。また、事例検討会を開催し、医療連携の促進をはかる。
- ⑥ 口腔ケアの重要性について、センター協力歯科医師と連携し、地域住民への啓発を行う。
- ⑦ 東灘区内多職種連携の会議等へ積極的に参加して、医療や介護の多職種の専門職との勉強会や連携の機会を確保する。ここで得られたネットワークを地域包括ケアに活用し、地域住民の安心した暮らしに寄与する。
- ⑧ 「東灘区医療と介護のサポートセンター」と連携し、医療や介護ニーズを持った住民に対して、適切に応えられるよう多職種連携に努める。

## 1.1. その他関係機関との連携について

警察、その他関係機関からの高齢者に関する相談については、互いに連携を持ち対応する。また、悪質商法や振り込め詐欺、防犯に関しても、関係機関と協力して速やかに対応する。普段より、行政はじめ専門機関やインフォーマルな住民主体の関係団体などとも、信頼関係を形成し、必要に応じて相互にスムーズな連携が取れる体制づくりに務める。

## 1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は、あんしんすこやかセンターが公的な相談機関であり、その運営については地域包括支援センター運営協議会の関与に基づいて行われるものであることを十分に認識して、公正・中立を確保するため、以下の措置を講じる。

- ① 利用者の福利を最優先し、公的相談機関として全職員が倫理観に基づいた行動をとる。
- ② 運営協議会の評価を適時受ける。
- ③ 介護予防プランについては、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏ることはしない。支援開始に当たり、複数のサービス事業所の紹介を行うとともにサービスを位置付けた理由なども説明を行う。
- ④ 利用者が要介護状態となった場合には、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、利用者の意思と利益を尊重し、指定居宅介護支援事所の選択ができるよう、一覧表を提示して書面による確認を行う。



## 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：六甲アイランドあんしんすこやかセンター

令和元年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域包括ケアシステムの拠点として、常に公正中立な運営をし、社会福祉士・保健師等看護師・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員それぞれが、専門的見地を活かして問題解決ができるよう体制を維持します。

#### (1) 営業日及び営業時間

営業日 月～土曜日（休日：日曜日、12/31～1/3）

営業時間 9時～18時

※但し、夜間・休日等の24時間の連絡体制は、隣接施設内の宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応する。

#### (2) 個人情報の保護

神戸市の個人情報等の取扱い事務チェック表等に基づき、年2回以上定期的に内容の確認をし、個人情報の漏れがないよう対応します。また、個人情報保護の研修を外部講師により実施します。

#### (3) ケース記録の管理

緊急時に組織として迅速かつ適切に対応できるよう必要な情報を記録し、個別ファイルを書庫で管理します。

#### (4) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には、迅速かつ適切に対応します。苦情を受付した内容については、記録をし、必要に応じて行政へ報告します。

#### (5) 人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修

「神戸市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例」に基づく研修を年1回以上実施します。

### 2. 職員の配置について

社会福祉士 : 1名

主任介護支援専門員 : 1名

看護師 : 1名

地域支え合い推進員 : 2名 ※5/1より加配職員を配置いたします。

介護予防支援担当ケアマネージャー : 3名

併設居宅介護支援専門員兼務介護予防支援担当ケアマネージャー : 5名

### 3. 総合相談支援業務について

高齢者が地域でその人らしい生活を継続できるよう、どのような支援が必要か把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

特に、センター内のチームアプローチが必要な個別ケースについて、4職種でのミーティング

を随時行い、丁寧に対応していきます。また、共有ケースとして情報を確認できるよう昨年度から作成した一覧表を活用します。

#### 4. 権利擁護業務について

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

##### ① 成年後見制度

成年後見制度について、広く住民に情報提供できるよう、昨年同様1月に向洋地域福祉センターで講座を開催します。また、制度利用が必要な人に対しては、関係機関へつなげるよう支援してまいります。

##### ② 高齢者虐待

神戸市虐待対応マニュアルに従い、高齢者の虐待の通報があった場合は、速やかに東灘保健センターへ報告し、コア会議で情報共有を図り対応していきます。地域住民、介護サービス事業所等関係機関へは、10月に重点的に虐待防止の啓発、予防のための広報活動に取り組みます。

##### ③ 消費者被害

消費者被害を防止するため、地域の高齢者が集まる場所へ出向き、警察等と連携して新しい情報を提供します。また、相談や被害があった場合は、神戸市、東灘保健センターへ報告し、本人が神戸市消費生活センターへ相談できるよう支援し、必要に応じて警察に通報・相談します。

##### ④ 措置

養護老人ホームの措置ややむを得ない措置の利用のための相談支援をします。

平成30年度に、1件支援を行い措置入所となりました。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員に対する後方支援や関係機関とのネットワーク構築による支援を行います。

##### ① 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

介護支援専門員が、医療機関、地域のインフォーマルサービスと連携ができるよう、地域ケア会議、認知症サポートネットワーク会議へ参加を促します。

##### ② 介護支援専門員への支援

介護支援専門員からの相談に対して、必要な場合には同行訪問、サービス担当者会議開催を支援し、必要に応じて個別ケースの地域ケア会議を年1回以上開催します。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

要支援1・2の方や、生活機能の低下が見られた方(事業対象者)を対象に、その心身の状態に応じて、サービスの適切な利用を行うことができるようにマイ・ケアプラン(介護予防サービス・支援計画表)の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

できないことをサービスで補うという補完的なケアマネジメントではなく、生活機能低下の背景・原因を分析し、課題を明らかにして達成可能な目標へ向けて取り組めるよう、ケアマネジメントの進め方を月1回の定例会議で振り返りをします。また、介護予防ケアマネジメントマニ

アルに添って考え方をセンター内で点検します。

圏域内高齢化率	18%
要支援・事業対象者数	260名程度

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

「みんなで高齢者が暮らしやすいまち」を目指し、東灘保健センター、東灘区社会福祉協議会などと連携しながら、地域住民同士で見守り、支え合うことのできる地域づくりの支援をします。

##### ① 地域資源情報収集

4職種で協力して、街区ごとの独居・老々世帯率や管理組合、防災等活動、六甲アイランド内のさまざまなボランティア活動団体の地域資源情報を収集して、地域課題化を具体的にすすめていきます。

また、見守りが必要な高齢者への訪問、援助方法を検討し必要な支援につないでいきます。

##### ② ネットワーク構築

小地域支え合い連絡会を年3回開催し、民生委員と地域見守り活動について情報交換し高齢者見守り調査の後方支援、補足調査を行います。

##### ③ 資源開発

市営復興住宅ウエストコート9番街集会所にて、新たに立ち上がった「うたの会」が継続できるよう後方支援します。また、イーストコート4番街において、防災サポートボランティアと要援護者が交流するイベントが平成29年度からマンションの棟ごとに開催されており、センターとして後方支援しています。定期的な集い場への展開の可能性があるため、今年度もひきつづき働きかけを行っていきます。

「高齢者の見守り」をテーマに、第3回目の地域ケア会議を11月に開催します。

六甲アイランド内で活動する地域団体、ボランティア団体と話し合いを会議前に重ね、連携できるようになることを目指します。

市営ウエストコート9番街を重点的に取り組む街区とします。高齢化率が37%、経済的弱者が多く、自治会、管理人を90代の女性が引き受けて、なんとか維持していますが、後継者がいません。民生委員の欠員が平成27年より続いていることも住民が不安に感じています。5月以降に、あんしんすこやかルーム(高齢者自立支援拠点づくり事業)が平成32年度に収束する予定であり、住民の自立へ向けてセンターの働きかけを強化し、住宅の困りごとについて話し合いをする場づくりを支援します。

##### ④ ニーズと取り組みのマッチング

書道や将棋を目的に気軽に集う場所を求める声があがっているため、中心になって活動していただける方を見極めて住民主体の活動につながるよう支援していきます。また、生活支援・介護予防サポーター養成研修の紹介、広報を行います。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

##### ① 声かけ訓練の実施

昨年度、自治会長と話し合いをし、高齢者と接する機会の多い婦人会、民生委員、地域団体へ協力を依頼するようアドバイスをいただきました。まちかどネットが運営する情報交流センターがあるアイランドセンター駅付近で声かけ訓練を10月に実施し、より実践に近い訓練になるよう準備を進めます。毎年開催している住民向けの認知症サポーター養成講座を8月に開催し、婦人会、民生委員等でオレンジリングを取得されていない方へ参加を促します。

② こうべオレンジカフェ(認知症カフェ)の後方支援

昨年度は、相談にいられた認知症の方やその家族へ案内をし、参加者を募る支援を中心に行い、平均参加者 18 名程度まで増えてきました。

今年度は、認知症の理解を普及できるようオレンジカフェでの医師や認知症専門看護師等の講座の企画を新たに取り入れ、支援します。

③ 認知症サポートネットワーク構築支援事業

昨年度は、認知症神戸モデルについて医療機関、民生委員、介護保険サービス事業所と情報交換・交流会を開催しました。今年度も、声かけ訓練の報告と気になる高齢者の情報共有を目的に 2 月に交流会を開催します。

また、7 月に薬局 8 か所に気になる高齢者について情報交換会を行い、早い段階で支援を必要とする高齢者を関係機関につなげるようにします。

9. 民生委員等地域との連携について

毎月開催している向洋民生児童委員連絡会と民生委員が中心となって開催しているひまわ給食会へ参加し、地域や見守りに関する情報を共有できるようにします。

昨年度、居宅事業所連絡会へ民生委員にも参加をしていただき、情報交換できたことが好評であったため、今年度も年 1 回は介護保険制度について共有できる機会をつくります。

10. 医療機関との連携について

六甲アイランド内の医療機関等に所属する看護職のネットワーク会議へ参加し、まちの保健室、フレイル予防啓発活動、フレイル普及イベントを昨年度に引き続き協力して実施します。地域ケア会議、認知症サポートネット会議の出席依頼、日ごろのケアマネジメントに関する連絡等により、医療機関と連携します。

11. その他関係機関との連携について

① まちかどネットへの参加

六甲アイランド防災福祉コミュニティ、六甲アイランド CITY 自治会、婦人会向洋支部、六甲アイランド地域振興会、向洋ふれあいのまちづくり協議会、六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会、六甲アイランドまちづくり協議会、青少年育成協議会向洋支部、青少年育成協議会六甲アイランド支部、RIC 応援団、向洋地区民生委員児童委員協議会、オリーブの会、社会福祉法人協同の苑、NPO 法人きょうどうのわで構成される「六甲アイランドまちかどネット」が開催する会議へ月 1 回出席します。

一昨年より、見守りの観点から利用者と同じ居住街区の住民が支援者となって有償で行う「ゴミだしお手伝い」の仕組みがスタートしており、利用者と支援者のマッチング時や広報で協力を引き続きしていきます。

③ 向洋ふれあいのまちづくり協議会との共催行事継続

シニア世代への介護予防普及啓発講座を年 5 回協力して実施します。

5 月絵文字カルタ、7 月多世代交流会、11 月ストレスケア、1 月成年後見制度、3 月絵文字カルタ

④ 六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会との連携

介護予防普及啓発事業として、体操教室を毎月福祉センターで開催します。

⑤ 六甲アイランド内で活動する地域団体、ボランティア団体との連携

5月～9月にかけて、六甲アイランド内で活動するボランティア団体等と個々に打ち合わせを行い、活動内容の把握と高齢者見守りについて協力を呼びかけします。

⑥ 東灘区ケアネットワーク会議への参加

実行委員として東灘区における多職種との連携を強化していきます。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正かつ中立性の確保の為、以下のことを遵守いたします。

- ・センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・利用者、事業者への適切な情報の提供
- ・適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・公平、公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- ・センター業務以外の広告、営業活動の禁止
- ・センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと



## 地域包括支援センター運営評価会および選定委員会にかかるスケジュール (案)

## 令和元年度

- 4月 平成 30 年度運営状況の評価実施を市から全センターへ通知
- 5-7月 運営評価調査
- 7月 令和元年度区地域包括支援センター運営協議会  
令和 3 年度以降の地域包括支援センター公募について、業務内容や圏域等に関して意見を述べることができる。
- 8月 令和元年度第 1 回地域包括支援センター評価委員会  
介護保険課から評価委員会に評価案を報告。  
評価委員会は、評価案の是非や改善計画の必要性、評価基準の改定について意見を述べることができる。
- 9月 令和元年度第 1 回神戸市地域包括支援センター運営協議会  
評価委員会の審議結果、区地域包括支援センター運営協議会での意見を報告。
- 1月 令和元年度第 2 回地域包括支援センター評価委員会  
(1) 改善計画提出センターの進捗状況の報告  
(2) 次年度評価基準案提案
- 2月 令和元年度第 2 回神戸市地域包括支援センター運営協議会  
評価委員会審議結果を報告  
令和 3 年度以降の業務内容、圏域について提案

## 令和 2 年度

- 4月 令和元年度運営状況の評価実施を市から全センターへ通知
- 5-6月 運営評価調査
- 6-7月 令和 2 年度第 1 回評価委員会および選定委員会  
(1) 令和 2 年度第 1 回地域包括支援センター評価委員会  
令和元年度地域包括支援センター運営評価について報告  
(2) 令和 2 年度第 1 回地域包括支援センター選定委員会  
令和 3 年度以降の地域包括支援センター公募について、選定基準を提案

7-8月 令和2年度第1回神戸市地域包括支援センター運営協議会

- (1) 運営評価について、評価委員会の審議結果を報告
- (2) 令和3年度以降の業務内容、圏域について提案
- (3) 選定基準について、選定委員会の審議結果を報告

8月 令和2年度第1回区地域包括支援センター運営協議会  
令和3年度以降の業務内容、圏域について報告

9月 公募説明会

令和3年度以降の地域包括支援センター運営委託について、応募希望事業者を対象に公募説明会を開催し、公募要領を配布する。

10月 応募書類の受付

10-11月 令和2年度第2回評価委員会および選定委員会

- (1) 令和2年度第2回地域包括支援センター評価委員会  
令和元年度運営評価の改善報告  
令和3年度運営評価の提案

- (2) 令和2年度第2回地域包括支援センター選定委員会  
運営法人の選定について提案

12月 令和2年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会

運営法人の選定について、選定委員会の審議結果を報告

12月 令和2年度第2回区地域包括支援センター運営協議会  
運営法人の選定について、選定委員会の審議結果を報告

12月 公募結果通知



# 東灘区人口分布図

## あんしんすこやかセンター圏域別状況

07 住吉北部  
人口 19,336人  
65歳以上 6,450人(33.4%)

神戸市  
人口 1,532,857人  
65歳以上 427,956人(27.9%)

東灘区  
人口 213,755人  
65歳以上 51,729人(24.2%)

11 六甲アイランド  
人口 19,766人  
65歳以上 3,781人(19.1%)

04 本山西部  
人口 17,878人  
65歳以上 3,602人(20.1%)

01 本山東部  
人口 20,596人  
65歳以上 4,611人(22.4%)

09 御影北部  
人口 17,546人  
65歳以上 4,250人(24.2%)

03 本山南部  
人口 18,432人  
65歳以上 4,440人(24.1%)

05 魚崎北部  
人口 17,586人  
65歳以上 4,127人(23.5%)

02 本庄  
人口 28,565人  
65歳以上 7,082人(24.8%)

08 住吉南部  
人口 14,102人  
65歳以上 3,886人(27.6%)

06 魚崎南部  
人口 22,606人  
65歳以上 5,662人(25.0%)

10 御影南部  
人口 17,342人  
65歳以上 3,838人(22.1%)

- 凡例
- 市街地
  - 公園・緑地
  - 河川・湖沼
  - 鉄道線
  - 道路線
  - 境界線
  - 境界線
  - 境界線
  - 境界線
  - 境界線
  - 境界線
  - 境界線

- 高齡化率30~40%未満地
- 高齡化率25~30%未満地
- 高齡化率20~25%未満地域
- 高齡化率20%未満地域

